

令和5年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和5年3月9日 午前10時00分 開会
午後 3時05分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	西川育子	教育部理事	板橋行則
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井忠

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 9番 松林謙司 10番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、本日初めの一般質問を行います。今回の質問は2つあります。

1つ目は、緊急時通報カードの導入についてであります。この質問では、市民からいただいた声と、私の体験とに基づいた具体的な提案を行います。

2つ目は、葛城市のまちづくりビジョンについてであります。この質問では、市のインフラ整備の今後の見通しについて伺ってまいります。議長のお許しを得まして、毎回恒例のパネルを今回も用いながら、質問の意図を分かりやすくお伝えできますように努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 では、緊急時通報カードの導入についてお伺いをいたします。緊急時通報カードという名称は、私が便宜的につけた名前でございます。このカードがどのようなものを説明する前に、なぜ、今、私がこのようなものの導入が必要と考えるのか、幾つか質問をしながら、明らかにしていきたいと思っております。その後で、緊急時通報カードを使う場面や使い方について説明し、具体的な提案を行いたいというふうに思います。

さて、目の前で、突然、誰かが意識を失うと。倒れた人を救助するために119番通報して、救急車の出動を要請することがあります。道を歩いていたら誰かが倒れている。発見しました。路上なので、当然、スマホで救急車を呼ぶということになります。このように、電話をかけて助けを呼ぶ人を、この質問では通報者と呼ぶことにいたします。このとき、もし、通報者が救護を要する人、これは要救護者の家族や親しい友人などであれば、要救護者の病歴などの情報を伝えることができます。実は、私も、家族が倒れて救急車の出動要請をしたことがあり、電話の向こうの通信指令センターの職員から、落ち着いてくださいとご助言をいただきながら、救護を要する人の現在かかっている病院、あるいは、飲んでる薬などの情報を伝えることができました。しかし、これがたまたま、道路上でこのように発見した人を救護する事態が起こったときに、見知らぬ人の情報を知ることは物すごく困難です。通報者

にとっても、通信指令センターの職員にとっても、これは負担になってしまうというふうに考えるわけであります。もし、電話をかける通報者と、救護を必要とする人が、コミュニケーションが全く取れないという状態であったとしても、通報の際に必要な情報を記したカード状のものを、要救護者、救護される人が持っていれば、通報者は、通信指令センターの職員にスムーズに通報ができると考えたものであります。

では、幾つか質問をいたします。救急車を要請するために119番するわけですが、119番の電話はどこで受けているのでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 おはようございます。総務部、東でございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの吉村議員のご質問でございます。119番通報はどこで受けているのかということでございます。それにつきましては、奈良県広域消防組合では、平成28年4月1日から、通信指令統合に伴いまして、管内であります奈良県内の奈良市と生駒市を除く37市町村からの119番通報につきましては、全て、橿原市の消防本部内にございます通信指令センターへ入電することとなっております。組合管内の災害事案に対しまして、従来の旧の各消防本部の管轄を超えて、現場にいち早く対応できる車両を自動選別し、出動指令がなされておるといったところでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 平成28年4月以降、奈良県広域消防組合管内の37市町村からの119番通報は、全て、橿原市の消防本部内にある通信指令センターへつながっているということであります。ちなみに、119番をする場合は、携帯電話からかけるよりも、固定電話のほうがよいと言われて、推奨されているものでありますけれども、その理由はこういったものでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 まず、携帯電話で119番通報をした場合、電波状況にもよって、奈良県広域消防組合管内から通報を行った場合であっても、他の消防本部、これは他府県を含みますけれども、そこにつながる場合もあります。また、移動中や外出先から通報された場合、通報者は、自らの所在地が分からないといった場合も多くあるとでございます。一方、固定電話で119番を通報した場合、必ず管轄の消防本部につながり、さらに、位置情報として、契約者等の住所、電話番号及び契約者名が通信指令台に送信されまして、場所の特定が容易となるため、可能な限り、固定電話での通報をお願いしているといったところでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 携帯電話からですと、通報者が現在地を正確に伝えること1つとっても、大変な場合があるというふうなことであります。といいましても、道路上で突然倒れている人を発見したときに、固定電話を探すことはまずできませんので、携帯電話を使うということになると思います。

さて、消防本部の通信指令センターが119番通報を受けた際、必ずこれは聞くべきであるという項目などはあるのでしょうか。具体的にお答えをいただけたらと思います。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 まず最初に、火災または救急かというのをお聞きするというところでございまして、次に、住所もしくは付近の目標物であったり、そして状況と状態、それに最後に通報者の名前、または関係性、通報電話番号を聴取するとのこととございました。通信指令員は、災害現場を確実に特定し、早急に緊急車両を向かわせるため、また、災害に対応可能な車両の選別を適切に行うため、少しでも多くの情報が必要であるとのこととございます。通報者との会話の中でも出動指令をかけており、必要な場合、持病や飲んでいる薬などを出動隊に伝え、最善の活動が行えるよう取り組んでいるとのこととございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ここがポイントだと思うんですけども、絶対に聞かれる内容というのは決まっているということとあります。つまり、聞かれる内容をスムーズに答えることができれば、電話による通報そのものがスムーズになる。通報者も負担が少なく行えるということとあります。救護を要する人が現在通っている病院や服用している薬について、救護を要する人と通報者とが家族であるなど、私が経験したように、そういったことであれば、すぐに分かって答えられる情報が、お互い面識がない関係であれば、答えることはできません。先ほど私が通報者になった経験をお伝えいたしましたけれども、今回の一般質問を行うに至りました、市民の方から伺った事例を2つご紹介したいと思います。

1つ目が、散歩中であつた通報者が、目の前で突然高齢者の方が倒れられたのに出くわされたそうです。通報されたご本人から直接伺った話であります。通報者がスマホで119番されたときに、先ほど東部長のご答弁にあつたように、通信指令センターの職員から、救護を要する方について、名前はわかりますか、病歴はとか、いろいろ、かかりつけのお医者さんはとか、聞かれたそうなんです。市民の方いわく、そんなん分かるわけないやろうというふうなことだったんだそうですけれども、その後、到着した救急隊員とのやり取りで、3時間近く、その方は拘束されたんだというふうにおっしゃっていました。このときに、救護を要する方が、通信指令センターから聞かれるであろう情報を持っていけば、もっとスムーズにいったのではないかなというふうなこととあります。通報された市民ご自身も、高齢の方だったんです。私がこの質問をしている緊急時通報カードのようなもの、この方は、お守りカードと言われてますが、こういうものを自作されまして、外出のたびに、こういったひもみたいな、ストラップというんですか、これをかけて、こうやって出ると。また、散歩に出るときはこれをつけて、帰ってきたらまたげた箱に置くというようなことを現在されているということとあります。その市民の方は、高齢者はみんなこのようにカードを首にぶら下げたて外出したらいいのではないかと。そうすれば、こういった緊急時に対応できるのではないかと、その市民の方はおっしゃってまして、それが今回の質問につながつたということとあります。

今、高齢者の方とは思いきや、2つ目の事例、突然体調を崩すのは高齢者だけではないという話があります。ちょうど梨本議長が、市内のとある駅前、朝、駅立ちをしておられたところ、通学中の高校生が目の前で突然倒れられたんだそうです。近くにおられた方が救急車を要請されました。たまたま歩行者の中に看護師がおられて、対応できたというふうにご

っておりますけれども、道路上で突然意識を失って倒れるのは、高齢者だけに限った話ではなく、若者にも起こり得る危険性があることを、その話を聞きまして再認識したという次第であります。

さて、このような事態が起こったときに、救急車の出動を要請するわけでありまして、市内の救急車の出動回数について、平成30年からの5年間、年ごとにどのように変化しているのでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 救急車の出動回数ということでございます。救急統計によりますと、年度ではなく年での回答となりますけれども、平成30年で1,841件、令和元年で1,891件、令和2年で1,755件、令和3年で1,914件、令和4年で2,213件となっております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 救急車の出動回数は、おおむね増加傾向にあります。直近の3年間につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きいのではないかとというふうに考えるものでありますけれども、出動回数に与えた影響や、出動理由の変化につきまして、どのように認識されておりますでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 コロナの蔓延初期段階でございます令和2年におきましては、外出自粛などによりまして、出動件数は減少いたしておりましたけれども、令和3年には9%増加をし、コロナ禍前の件数と同様となったとでございます。また、令和4年には、コロナ第7波、また第8波の影響もございまして、16%の増加が見られまして、その要因といたしましては、急病に係るものが24%増加しております。コロナの不安も含めまして、軽症者が増加しているとのことございまして、また、さらには、ウイズコロナにより、外出も多くなってきたことから、一般負傷、けが等でございますけれども、そういった傷病者も23%増加したと認識しているところでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 先ほど、私は、路上などで体調を崩すのは、何も高齢者に限ったことではないと話をいたしました、とは言いましても、やはり、ご高齢の方のほうが体調を崩されるリスクは大きいものと思われまして、葛城市は人口が微増状態にありますので、近隣自治体に比べて高齢化率は若干低いように思うわけでありまして、平成30年度から、毎年の推移についてはどのようになっていますでしょうか。また、現時点で将来予測されている数字があれば、お答え願いたいと思います。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井です。よろしくお願いたします。

葛城市の平成30年度から、毎年4月1日の外国人を含む住民基本台帳人口における高齢化率でございますが、平成30年、27%、平成31年、27.5%、令和2年、27.7%、令和4年、27.9%でございます。また、高齢化率の将来予測でございますが、令和2年度に策定しました葛城市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画におきまして、平成28年度から令和2

年度までの住民基本台帳人口の推移をコーホート変化率法で予測したデータでは、令和7年、西暦で言いますと2025年の高齢化率は28.1%、令和12年、西暦で2030年になりますが、27.9%と予測しております。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 葛城市におきましては、今のご答弁を聞きますと、高齢化率は急激に上がるわけではないですね。しかし、少しずつ上がる傾向にはあるかなといった感じであります。今し方ご答弁にありましたことでもありますけれども、昨日、坂本議員が、緊急時における地域支援についてというふうな質問をされましたけれども、そのとき森井部長が、緊急医療情報キットというものについてご答弁をされました。葛城市内では、市民の皆さんの自主的な活動から始まって、現在、7つの大字の10の地域で実行されているということでありました。これ、すばらしいことだなというふうに思います。緊急時、救護を要する人の自宅に駆けつけた救急隊員が、直接、冷蔵庫に入った緊急医療情報キットの中にある緊急情報を見たり、あるいは、路上で救護を要する人が携帯されているカードを見ることによって、救護に必要な情報を入手されます。この場合、緊急情報を見るのは、救護のプロフェッショナルたる救急隊員ですので、記入の様式、情報の様式は、今、自治体によってばらつきがあるわけです。記入方法にばらつきがあっても、現在特に問題があるわけではありません。緊急情報と、私が今回提案しております緊急時通報カードに書き込まれる緊急情報などについては、中身については一緒なわけでもありますけれども、双方の違いについては、後ほど述べたいというふうに思います。

さて、これまでに、何らかの理由で突然倒れるなどして、救護を必要とする人とコミュニケーションが取れない事例について考えましたけれども、通報者と要救助者がコミュニケーションが取れないであろうという事態は、要救助者が意識を失っているときだけではありません。せんだって、電車の中で、恐らく聴覚にハンディキャップをお持ちの方が、手話でコミュニケーションを取っておられるのを私は見る機会がありましたけれども、私は手話の中身は皆目理解することはできませんでした。もしかしたら、藤井本議員であれば、手話を勉強されているので、分かったかもしれませんけれども、そういった方が、突然体調を崩されて、私のような手話の素養のない、通りがかりの人が電話で通報しなければならないケースも考えられます。急なことですので、お互い筆談をしようにも、筆記具を持ってない、さあ、どうしようというケースがあります。こういったことはあり得ると思います。そこで、お伺いいたします。葛城市に現在、聴覚にハンディキャップをお持ちの方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 葛城市の現在の聴覚障がい者の身体障害者手帳を交付されている方の人数は、令和5年2月末で150人おられます。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 聴覚障がい者の身体障害者手帳を交付されている方というのは、現在市内に150人いらっしゃるということでございました。障がいの程度は様々であろうと思えますけれども、緊急時に通報者とのコミュニケーションが困難な方もいらっしゃるであろうと推察するものがあります。現在、聴覚にハンディキャップをお持ちで、音声による119番通報が困難な方用に、スマホなどからアクセスして通話できるNET119緊急通報システムがあります。このシステムは、こういう場合、聴覚障がい者ご自身が通報者となって、それで使用されるものがあります。それに対しまして、例えば、東広島市では、聴覚障害者用SOSカードを配布されています。これは、救護を要する聴覚障がい者が、通報者に、例えば、電話で読んでくださいというふうに、ほしいとか、そういうふうに依頼をするものであります。あるいは、こういったケースも考えられます。仕事を求めて来日されたなどの事情で市内に住んでおられる外国人の中には、日本語が理解できない方もいらっしゃるのではないかと推察いたします。これにつきましては、去年の9月議会で柴田議員が、市内在住外国人への対応についてということで一般質問をされました。そのとき、林本市民生活部理事のご答弁では、令和4年8月1日現在において、在留カードまたは特別永住者証明書を所持し、住民登録されている方が420人おられるとのことでありましたけれども、現在はどうでしょうか。また、ここ数年間の推移と今後の見通しについて、所見があれば、お答え願いたいと思います。

梨本議長 林本市民生活部理事。

林本市民生活部理事 おはようございます。市民生活部の林本です。よろしく願いいたします。ただいまのご質問にお答えいたします。

葛城市にお住まいの外国籍の方につきましては、令和5年3月1日現在において、在留カードまたは特別永住者証明書を所持されている方が440人おられまして、前回の質問時より20人増加しております。国籍別では、最も多いのがベトナム国籍の方、続いて韓国籍、中国籍の方となっております。これら3か国で全体のおよそ8割を占めている状況にあります。ここ数年の推移でございますが、4年前から順番に申し上げます。平成31年3月1日時点で384人、令和2年3月1日時点で416人、令和3年3月1日時点で435人、そして昨年、令和4年3月1日時点で385人と、ほぼ横ばい状態にあります。今後の見通しでございますが、ここ数年の推移の中で、ベトナム以外の東南アジア諸国の方が増加傾向にありまして、そのため、全体的にも増加するものと予想されます。背景には、新型コロナウイルス感染症が収まり、外国人技能実習生の受入先となる企業なども増えていることが考えられます。

以上です。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ベトナム国籍の方が現状では一番多いということでしたけれども、この後、また東南アジアの方が増えてくることが予想されるということでありました。今、コロナ禍ですので、一時的には外国人の方も減っておられるかと思いますが、これからまた増えてくるのではないのでしょうか。今、外国籍の方の人数をお伺いいたしました。外国籍をお持ちの人の中には、例えば在日コリアンの2世、3世のように、日本に永住されていて、母語は日本語で、国籍は違えども、長い間、日本の社会を支えてくださっている方々もおられますので、外国籍の

人すなわち、日本語が理解できないというわけではありません。しかし、ニューカマーと呼ばれる、仕事を求めるなどして来日された外国人の中には、ほとんど日本語を聞き取れない方もいらっしゃいます。今のご答弁を聞いて、そういった方々がこれから更に増えてくるのではないかと推察するものであります。このような日本語を話せない外国籍の方や、聴覚障がい、言語障がいをお持ちの方が携帯するカードをつくってらっしゃるのが、群馬県の高崎市です。ポケットサイズのカードになっていまして、日本語、英語、中国語、ポルトガル語の4種類があります。救護を必要とする方が、提示する情報を通報者の方に見せて119番するという流れは、今回、私が提案する緊急時通報カードのイメージに近いものかなというふうに考えております。

私は、何らかの原因で意識を失った方、聴覚にハンディキャップを持った方、日本語を母語とされず、日常のコミュニケーションに難儀されている方を今、例として挙げましたけれども、恐らく、そのほかにも、緊急時、コミュニケーションが取れない、緊急情報カードが必要な方がいらっしゃるのではないかというふうに思うわけでありまして。というわけで、今回提案するのが、緊急時通報カードでございます。緊急時通報カードといたしますのは、救護を必要とされる人が携帯されていまして、緊急時、119番に通報される通報者が、そのカードを探して見つけて、そして、通信指令センターの職員に、救護に必要な情報を伝えるときに使うものであります。このときに、通報者と救護を必要とされる方は別であるというのが今回のみそでございます。こういった流れがあるわけです。救急隊員が直接このカードを見る場合であれば、様式は別にばらばらであってもいいわけです。プロフェッショナルですから、どこを見ればいいのか分かります。しかし、通信指令センターの職員は、プロフェッショナルでいらっしゃいますが、通報者はそういったことに対しては不慣れです。通信指令センターの職員が必要な情報を得るために、通報者に的確に指示を出して、通報者がスムーズに理解するためには、緊急時通報カードの様式が統一されているという必要があると思います。そして、要救護者、このカードを持っている人、そして通報者、そして通信指令センター職員との間に共通認識が必要であります。そこで、今回は、私は2つの点を統一すべきであるというふうに思い、提案をします。

1つは、今、広域消防の中で37自治体がエリアとして入っているということでありました。自治体が、例えば葛城市は葛城市の様式、それから広陵町は広陵町の様式、檀原市はと、こうなってしまうと、様式がばらばらでは、通信指令センターの職員とのやり取りをするときに、どこにこれがあるのかということになると大変になりますので、ここを、やはり様式がばらばらでなく、統一されていなければいけないというふうに思います。例えば、今までヘルプマークの中に入れるヘルプカードのように、特定の人が必要とされる方が情報を持っているということはあったんです。それから、先ほど挙げた例もそうですけど、高齢者用のカードとか、それから、聴覚障がい者用のカードとか、外国人用のカードとか、そういうのはありましたけども、そうではなくて、今回提案するものは、老若男女全ての人が共通の様式のカードを持って、誰もが、気軽にというわけではないですけども、持ち歩くことができると。そして、必要であれば、散歩するときこうやってストラップに引っかけていく高

齢者も、そういう使い方もありますし、また、私どものような現役世代であれば、例えば、免許証と一緒に入れておくとか、常時携帯をしておくと、そういう使い方ができるというふうなことだと思います。

今述べましたように、緊急時通報カードは、救護を必要とする方が携帯していること、それから、通報する方がカードの存在を知っていること、そして通信指令センターの職員がカードの内容をきちっと熟知していて、そして通報者に適切な指示を出せることによって、初めて実効性が発揮されると考えます。奈良県広域消防組合エリアの全自治体の共通認識があり、普及に努めることが望ましいと考えるものでありますが、いかがでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 ただいまの吉村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今般、提言をされております緊急時通報カードでございますけれども、これにつきましては、救急医療情報キットと呼ばれるものと同様のものと推察をすることでございます。このキットには、住所、氏名、生年月日、既往歴、現病情報、家族等連絡先を主に記載するようになっておりまして、県内の幾つかの市町村の福祉系で独自で行っておられまして、奈良県広域消防組合エリア、全自治体での取組ではないようでございます。しかしながら、議員ご提案のように、こういったカードの存在というものは、緊急時には大変有効な手段であると考えるところでございます。今後、葛城市といたしましては、どのような方法が取れるのか、また、普及も含めて研究してまいりたいと思います。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 部長が今おっしゃいましたように、緊急時通報カードに書かれる内容については、救急医療情報キットと同様のものであります。しかし、救急医療情報キットは、今ご答弁がありましたように、それぞれの自治体ごとに取り組んでおられるものであります。今回の提案の肝は、緊急時通報カードの様式の共通化と、そして、このカードを使って通報に関わる市民や自治体、広域消防組合全てが、このカードについて共通認識を持って、様式も統一されて、そのおかげでスムーズな通報につながるというものであります。先ほどご紹介しましたように、既に自分で自主的に作って携帯している市民の方はいらっしゃいます。しかし、様式の共通化、そして周知というものは、行政にしかできないものでございますので、今回、一般質問をしたということでもあります。今後、このようなカードを導入に至るまでに想定されるスキームは、どのようなものがありますでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 導入に至るまでの想定されるスキームでございますけれども、葛城市としましては、主体を県や各市町村とするのか、または、奈良県広域消防組合とするのか、こういった協議が必要となってくるものと思われまます。緊急時通報カードの導入、また、普及の要望をあらゆる機会で行っていくことが賢明であるのではないかと考えておるところでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 奈良県広域消防組合、先ほど言いました、37市町村で構成をされています。今後、カードを導入するという事になれば、そのための様式の統一や普及啓発方法などの話し合いをして

いただく必要があるかと思いますが、取りまとめの主体を県とするのか、各市町村とするのか、または、奈良県広域消防組合とするのか、今後検討していただくことが必要だというふうに思います。

そこで最後に市長にお尋ねをいたします。緊急時通報カードは、こういったカードです。特段、費用という面につきましては、大きな巨額の費用がかかるというわけではありません。緊急時に尊い命を救える武器となるツールと考えております。既にこのようなアイデアは、これまで紹介したような様々な形で実現されているというものでありますけれども、今回の質問の趣旨は、行政の力で共通の様式をつくっていただくこと、そして、救護に関わる職員のほか、できるだけ多くの市民に周知していただいて、認知、活用してもらいたいということであります。これによって、救護を要する方、通報する方、それから、通信指令センターの職員の情報のやり取りがスムーズになって、結果、この3者のお互いの負担が減って、そして、救護の迅速化につながる。三方よしのアイデアであるというふうに私は自負するものであります。ぜひ、葛城市として、緊急通報カード導入の意義をご理解いただきまして、奈良県や奈良県広域消防組合、また、広域消防組合エリア内の自治体に導入の働きかけをお願いしたいと思いますけれども、市長のお考えをお聞かせ願います。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 吉村議員提案の緊急時通報カードですが、緊急時に命を救う1つのツールとしても、とても優れた考え方だと思います。先日、消防庁が、救急患者の搬送要請があった際に、マイナンバーカードを活用して既往歴やかかりつけ医などを把握し、医療機関に円滑に搬送するシステムについて、2025年をめどに、本格的な運用を始める方針を明らかにされました。これは既に実証実験が済んでおり、搬送時に役立つケースがあったとのことであります。今後は、カードの普及や、健康保険証としての登録が進めば、さらに多くの活用が見込まれるとして、全国展開へ向けシステム改修に取りかかるとのことです。議員ご提案の件や、マイナンバーカードの件も含め、あらゆることを想定し、有効性等を調査いたしまして、普及できるかを研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。今、市長がおっしゃった、マイナンバーカードはデジタルを駆使したものでありますけれども、それに対して、私の提案は大変アナログなものでありますけれども、それぞれ一長一短があるかと思うので、こういうものが、いろんなものが並行されていけばいいかなということですので、ぜひともよろしくご検討のほどお願いいたします。

続きまして、葛城市のまちづくりビジョンについてお伺いをいたします。県域水道一体化の議論の中で、阿古市長は、葛城市は単独経営でいくと決断をされました。今後、市の水道経営をよい状態で維持発展させていくためには、入り口と出口の部分が大事と私は考えております。入り口の部分とは、例えば、取水源の確保とか、浄水場の更新や老朽した管路の入替えの時期や、工事に係る費用はどうするのかなどの課題であります。これらについて検討

して、施策を実行していく必要があると考えます。新年度の水道事業会計予算に水道事業ビジョン改定業務委託事業が提案されておりまして、これは後日開催の予算特別委員会で審査されることになろうと思います。私ども議会でも、現在、水道調査に係る特別委員会で話し合いが続けられているところでもあります。今し方、触れました、水道をいかに安全に、安価に継続して供給するのかという、いわゆる入り口の議論とともに、出口の部分とも言える、水道利用者の増加、例えば、企業誘致などをしてということなんですが、を図るための施策が大切で、その議論を更に活発に行っていく必要があると考えます。

昨年9月の私の一般質問で、新庄第1健民運動場近くの歩道整備について伺ったところ、市長から、現在、新町・柳原線整備工事を進めており、葛城川にかかる渡場大橋の架け替えを行うとの答弁をいただきました。新町・柳原線について、現在、計画的に進めているということでもありますけれども、今回の質問では、出口の議論の1つとして、新町・柳原線の進捗状況などのインフラ整備、市のまちづくりビジョンについてお伺いをしたいと思います。

昨年9月の一般質問では、来る2031年、令和13年に国民スポーツ大会が奈良県内で開催されることが予定されている中で、それに十分間に合うように、新庄第1健民運動場近くの歩道整備を行う予定である。その前に渡場大橋の架け替えは完了しているとの答弁をいただいたというふうに私理解しておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 都市整備部の安川です。よろしく申し上げます。

まず、整備を進めております新町・柳原線のスケジュールについて説明させていただきます。令和3年度より着工しており、渡場大橋の取り合い交差点工事を最後に、竣工は令和11年度を予定として計画しております。しかしながら、交差点部につきましては、新庄第1健民運動場付近の歩道整備と同時着手となる可能性があり、若干の遅延は予想されますが、令和13年の国民スポーツ大会には十分間に合う予定でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 では、新町・柳原線全体の完成時期、そして、渡場大橋の架け替え工事の完成時期につきまして、現時点での見通しはどうでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 新町・柳原線の完成時期については、渡場大橋を含み、令和11年度の竣工予定でございます。橋梁だけ考えますと、完成は令和8年度から令和10年度を予定しております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 渡場大橋の橋梁部分の工事が先に完成をして、そしてその後、新町・柳原線全体が完成をするということでもあります。では、新町・柳原線の今年度末時点での進捗状況は、用地買収も含めて、どのようになっているのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 新町・柳原線の今年度末時点での進捗状況でございますが、現在、榎原新庄線との取り合いから、道路北側の拡幅工事を進め、農地部分についての道路擁壁について完成はしております。北側完成時は、拡幅部分に歩道を設置する予定です。来年度より、道路南

側の施工を行う上で、迂回路として拡幅部分を利用するため、仮舗装を施工し、次年度以降の工事に備えているというところでございます。用地買収につきましては、現在、工作物の移転補償の必要なものを残し、買収を終えております。工事につきましても、協議を進めているところでございます。未買収地につきましては、現在、立会いも終わり、今年度、土地・工作物移転補償の鑑定を実施し、次年度より、契約に向けて交渉していく予定でございます。

以上です。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今し方、ご答弁の中にありました榎原新庄線というのは、県道榎原新庄線のことであるかと思えます。葛城大橋を渡ったら、そこまでは葛城市域なんですが、一旦、大和高田市市内に入って、途中で90度南のほうに折れ曲がって南下すると、しばらくすると、また再び葛城市内に入るというルートです。これが県道榎原新庄線だということであります。新町・柳原線は、県道榎原新庄線に接続をして、一体化で開発をされているということですが、新町・柳原線の現況写真を、このところ天気がすごくよくて、快晴ですので、撮ってまいりました。西から東側を向いて撮影しているものであります。市内から御所インターチェンジに車で移動する際に、道幅もすごく広がってまして、通りやすくなっております。先ほどおっしゃったみたいに、まず、私が乗ってきた車が写真のところに写ってますけれども、とまっているところが歩道の部分だそうです。北側が歩道で、南側が車道になるということで、一旦この工事を終えた上で、車道のほうの工事に取りかかると今ご答弁いただいたと思えます。

さて、一般向けに解説された、道路に関する入門書というのがあります、私も今回一般質問するために何冊か読んだわけではありますが、そういった本を読みますと、道路とは、水道管、下水管、ガス管など、いわゆる地下埋設物の設置とセットで行われるように書いてございます。道路をつくりまして、一旦つくって、また掘り返して、管路を通して埋め戻して、また、今度はガス管を入れて、また掘り返して埋めるなどとするよりも、一度につくってしまったほうが効率的だし、費用もかからずに済むと、素人としてはそのように思うものでありますけれども、新町・柳原線につきまして、現場では事情があるかと思います。実際についてはどうでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 地下埋設物の設置につきましては、ご意見のとおり、全体を計画的に進めることができるのであれば、経済的に施工することができます。しかしながら、新町・柳原線につきましては、現段階では、埋設する管の大きさ等が未確定であるため、事前に埋設することは難しい状況でございます。今後、事業を進める中で、関係機関と協議を重ね、工事と埋設時期を合わせられるよう計画できればと考えております。

以上です。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今ご答弁ありました関係機関というのは、葛城市の中であれば、上下水道部とか、あるいは県とか、大和ガスとか、そういったものだというふうに思います。新町・柳原線が接続す

る県道樫原・新庄線についてお伺いをいたします。現時点では、水道管、下水管、ガス管の埋設、この線についてもしていないように思うわけでありますけれども、県道の拡幅のような道路の新設、こういったものに当たりましては、市では、地下埋設物の調整はどのように行っているのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 市といたしましては、市道での掘削が必要な工事の情報共有を行うため、年1回、夏頃、関係機関、上下水道、ガス事業者、大和平野等との地下埋設協議の会議の場を持ち、それぞれの計画について共有を図っております。協議を行うことにより、各事業者が計画的かつ経済的に工事を実施するようにしております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 年1回、夏頃にこういった調整会議の場を持っておられるということでもあります。葛城市のまちづくりにとって、新村工業系ゾーンの整備は重要な課題であると、私認識しております。企業誘致する場合にインフラ整備、埋設物を含んだ道路整備が必要というふうに考えますが、こういった埋設計画は、いつ、何年頃に出される予定なのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 埋設計画につきましては、誘致する企業の水利用料等が不確定であることから、現時点で、埋設計画をいつ策定できるかということをお知らせすることは難しい状況です。水利用料等がある程度把握できた時点で計画を進めることとなります。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 結局、誘致する企業や工場の規模などが分からないと、水の利用料などが確定できないということでもあります。それが分からないと埋設計画も出せないということでもありますけれども、やはり、いついつまでに行うという目標を、ぜひとも関係機関と調整をしていただきたいというふうに思います。

最後に、阿古市長にお伺いをいたします。おとこの市長施政方針でも、住みよいまちを支える社会基盤の実現という項目の中で、1つは、工業系ゾーンの推進で、新村工業系ゾーンについて、奈良県と連携して企業誘致を進めていく旨のお話がありました。そのためにも、社会資本道路改良事業として、市道新町・柳原線は、県道樫原新庄線と市道笛堂・蘆線を結ぶ重要路線であるから、早期の事業完了に向けて頑張っていくという旨の言及がございました。市のまちづくりビジョンを考える上で、工業系ゾーンの推進にかける市長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 この取組は、非常に長い時間を要しておるということでございます。私の公約であります、市民第一の住みよいまちづくりといたしますのは、まず、生活していただく方に住みよさを感じていただく、幸せを感じていただく、そして、継続的にそこに住んでいただくためには、そこで働くことができるような環境整備が必要である。それと、やはり行政サービスを提供するには、税収を増やしていく必要があるという観点から、工業系ゾーンの推進をしておるといところでございます。考えてみますと、1期目のときなんですけれども、企業誘致する

に当たって、当初から新村工業系ゾーンという言葉はあったんですけども、実際に誘致を始めますと、その工業系ゾーンが第1種農地であったというのが非常に問題が大きゅうございました。今現在も第1種農地でございます。第1種農地というのは、もう皆さん方ご承知のように、農業以外はできないというところでございますので、農業を保全するための用地でございますので、それを違う用途に使うというのは、ある種、省庁の了解をもらわないといけない。その作業をするがために、今現在、新村・柳原線の整備をやっている。第1種農地から、実際に工業系ゾーンとして使用できる、変更のための手続の1つの事業であるということです。用地買収も含めまして、その手法を見つけ出すのに時間もかかりましたこともありまして、今現在それに邁進しているというのが実情なんですけども、市道の新町・柳原線につきましては、着々と進めていきたいと考えております。それができた後に、第1種農地から工業系ゾーン、実際に工業用地として使用できるという手続に変わりますので、そこへ持っていくまでが時間がかかっておりまして、それができてくると、県との協働の中で、企業誘致は速やかにできると認識を持っております。議員ご指摘のとおり、工業系ゾーンというのは、葛城市にとって非常に大切なエリアでございます。ぜひとも、1年でも早く完成したいという思いでございます。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今、市長のほうから、1年でも早くという力強いお言葉をいただきました。どうしても今、第1種農地にかかっております。また、県道のほうもまだつながっていないという状況であります。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。今回の質問であります葛城市のまちづくりビジョンにつきましては、市の発展のためには大きな課題であると考えますので、この一般質問を今後も継続しまして、シリーズ化してお尋ねをしていきたいと考えております。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わります。丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

梨本議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

西川議員 皆様、改めまして、おはようございます。西川善浩でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。私からは大きく2点でございます。新町スポーツゾーンの取組み状況について、これはいつも私が課題として取り組んでいっているところでございます。もう一つは、これからの葛城市観光についてというところでございます。

これより先は質問席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

梨本議長 西川議員。

西川議員 それでは、一般質問に入らせていただきます前に、先月2月25日に、第69代横綱で、今は親方であられます宮城野親方に本市の観光大使を引き受けていただきました。これはテレビ、

新聞などでも大きく取り上げていただきました。本当にその1日はにぎわったところがございます。当日は、相撲館ではやまつりが行われて、道の駅かつらぎに移って、お弟子さんたちがちゃんこの振る舞いをさせていただいて、DANDAN相撲とか、いろいろ本当に盛大にさせていただきました。午後からはマルベリーホールに移りまして、観光大使の就任式、市長が授与していただいて、講演会を宮城野親方にしていただきました。マルベリーホールにおいては、コロナ禍、ずっと人数制限をしておりましたが、この時は人数規制のない中で、本当に満員御礼で、これぐらいほんまに人が入るんやなというぐらい、改めて、まだ葛城市は元気やなと思ったところがございます。本当にいい光景であったと思います。

1日そういううれしさを覚えて過ごしてたんですけど、1つだけ、どうしても悔やむことがあります。道の駅で議長と一緒にちゃんこをすすっておりますら、多分一般のお客さん、ふらっと来られたお客さんかなと思うんです、あの感じで来たら。だから、僕に向かって親方やんと言われて、これ、悔やむというのは、何を悔やむいうたら、うまいこと返しができなかったと。どぎまぎして、本気でおっしゃってたので、目をきらきらさせながら、ああとって、親方はもう出られましたとか、そんなぐらいの答えしか返せんかった。それがほんま1つ悔やむところがございます。でも、ほんまにその1日、大いに盛り上がった1日だったと思います。ともあれ、本当に1日を通して大盛況で、よいイベントであったと思いますし、職員の皆さんをはじめ関係者の皆さんには、本当にご苦勞をおかけしました。改めて御礼を申します。ありがとうございました。

それでは、前置きが長かったですけど、質問に入らせていただきます。

新町スポーツゾーンの取組み状況についてというところなんです。毎回スポーツに関してはお話をさせていただいてるところなんですけども、昨年令和4年3月定例会の一般質問、1年前の一般質問の中で、新町スポーツゾーンの基本計画策定会議というものについて、私、言及をさせていただきました。これの会議について、残しておくのかということ市長に質問させていただいたところ、市長からは、当時の策定会議のための会議というのは、一旦は終了しているという認識を持っておるといふ答弁がございました。ただし、この当該ゾーンは、本市にとっても重要なところでございますので、ゾーンの計画については、会議形式がいいのか、また原課のほうで検討していくとありましたけども、その後の進捗というのとはどうなっておるかということをお伺いします。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 皆様、おはようございます。教育部の西川です。よろしく願いいたします。ただいまの質問にお答えいたします。

昨年3月定例会の一般質問で、新町スポーツゾーン基本計画策定会議についてご質問いただきましたが、当時の部長は、新町スポーツゾーン基本計画策定会議につきましては、基本計画が策定された段階で当初の目的を達成したことから、今後、会議の必要性についても検討してまいりたいと思っておりますという答弁をさせていただいております。その後につきましては、令和13年に本県で開催する第85回国民スポーツ大会、通称国スポと言いますが、についても協議いただいておりますのでありまして、その国スポの第1次の市

町村協議会開催意向調査が、この2月末に提出期限でありました。その調査では、この新町スポーツゾーンの中の新庄第1健民運動場と新町公園球技場が天然芝でありますので、それを生かしてサッカー競技をする意向書を提出しております、それらについて協議を進めているところであり、併せて、スポーツゾーン一帯地域については、財政状況を鑑みながら進めてまいりたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 1年前も財政状況を考え、見ながらということでご答弁をいただいております。なんですけど、いよいよ、本当に今、国スポの話も出ましたけども、令和13年に奈良県で開催される国民スポーツ大会、今は国民体育大会ではないんですね。国民スポーツ大会という形で言われるんですけど、サッカー競技をするということ協義をしておられるということでございますけども、具体的な整備内容について、どのように検討されて、いつまでにされるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 令和13年に本県で開催する国スポについて、競技会場の選定スケジュールにつきましては、令和4年から令和6年にかけて、第1次から第4次の会場地選定を経て、令和7年には中央競技団体の正規視察、令和8年に開催内定、令和10年開催決定となり、令和12年にはプレ大会、そして、令和13年に国スポ開催となります。今後、県や競技団体と内容について協義を進めてまいりたいと考えております。そのような中で、現在、奈良県では、国スポ開催を見据えて、田原本町にサッカー専用スタジアムが計画されており、樞原公園周辺整備の動きもありますので、各地域での役割、地元のニーズ等も勘案しながら、本市サッカー競技の誘致に向けて、財源の確保を見据えた上で検討していく必要があります。今後、情報収集を図りながら進めてまいりたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。令和6年までには、ということは、来年には、来年はどこになるか分かりませんが、そこまでは会場がほぼ決定するということでございます。今後、県や競技団体と協義を進めたいということでございますけども、新町スポーツゾーン全体に係る内容でもございます。新町スポーツゾーン基本計画策定会議については、冒頭もお話しさせてもらったように、終了したということですが、これについて周知はされたのでしょうか。また、新たな会議というのはされないのでしょうか。その辺お聞かせ願えますでしょうか。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 新町スポーツゾーン基本計画策定会議につきましては、基本計画が作成された段階で当初の目的を達成したことから、開催をしていないところでございます。今後、国スポの競技会場として選定されるためには、国スポを契機とした更なる施設の利活用や、スポーツ振興策、地域振興策が必要となり、それらの財源も必要となることから、有利な補助金等も模索しながら、民間の資金力の活用も視野に入れ、それらを協義するための場も検討してまいりたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 1年前の一般質問でも、あのゾーンのエリアについての協議の方法を検討したいという形で答弁をされております。国スポ、先ほども申しあげましたように、令和6年には会場の選定というのが決まってくるということでございます。少なくとも、令和5年度中にその計画を固めていくべきではないかと思うんですけれども、また、それはどのようなメンバーで協議をするというふうにお考えかということで、回答を求めたいと思います。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 葛城市新町スポーツゾーン基本計画策定会議委員は、体育協会やスポーツ推進委員役員、区長会長や関係大字区長と市の関係者等で構成されておりました。メンバーにつきましては、その当時の肩書で委員となっていておりましたが、整理をしながら、今後につきましては、関係各位に協力をお願いし、国スポの競技会場選定スケジュールに合わせて、できるだけ早期に協議してまいりたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。当時の新町スポーツゾーン基本計画策定会議、市長も、これは一旦終了しているというのであれば、一旦、関係者、今、区長とか、いろいろはあります。その方々に周知をしていただき、新たに国スポを見据えた上でスポーツゾーンの整備計画をつくっていかねばならないというところでございます。これは、何度も申し上げますけど、令和6年に会場選定が決定するのであれば、令和5年度中にも計画をつくっていく必要がありますので、今、ご答弁にあったように、協議をしてもらえるようお願いいたします。

私は、今、国スポ、サッカーばかりお話しさせていただいておりますけども、葛城市は相撲発祥の地でございます。宮城野親方も先日、観光大使になっていただきました。これで国スポというのを、相撲を競技会場というふうな形では考えていくことはないのかということもお聞かせ願いたいと思います。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 葛城市は、日本の国技である相撲の開祖、当麻蹴速の生誕の地であり、現在は、相撲館はや座で顕彰と相撲の普及を進めており、先日、元白鵬の宮城野親方に観光大使にご就任いただいたところでございます。国スポにおいて相撲の競技会場となるには、競技用の土俵と練習用の土俵6面以上必要で、47都道府県用の支度部屋や、その他のブースを設置するスペースが必要となってございます。また、体格のいい選手の宿泊場所を相当数確保する必要があるため、県や競技団体と協議する課題が多々あるところでございますが、先日、2月末提出期限の国スポの第1次の市町村協議会開催意向調査では、サッカー競技と相撲競技とする意向書を提出しているところでございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今、部長からも、非常に本当にいい話を聞かせていただいたと思うところでございます。確かに土俵の整備もせんなあかんと思いますし、課題も、体も僕みたいなと言うたら悪いけど、もっと大きい方も含めて、そういう宿泊施設の場所も要るやろうし、宿泊施設は本当に課題となっておりますので、宿泊施設を誘致せんなあかんというのも課

題となっておりますので、それも含めて、課題は本当に多いと思うんですけども、ぜひとも、サッカー、相撲、両方を誘致できるように進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、スポーツゾーンとは違うんですけども、スポーツに関しての、私が課題としている運動部活動の地域移行というのは、どのように進んでおるのかということも聞かせていただけたらと思います。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 運動部活動の改革を検討するスポーツ庁の有識者会議は、令和4年5月31日に、令和7年度末を目標に、休日の部活動を地域のスポーツクラブや民間のジムなどに委ねる地域移行を実現すべしと、この3年間で改革集中期間とする提言が出されました。それらを受けまして、葛城市では、昨年11月25日に葛城市運動部活動の地域移行検討準備協議会を開催いたしました。そして、体育協会やスポーツクラブ、スポーツ少年団、中学校と市の関係者に、今後の取り組みや問題点等について協議いただきました。その結果、今後協議していく必要があることから、仮称ですが、葛城市学校部活動の地域移行検討協議会を開催するための委員を選考いただき、令和5年5月以降に、必要に応じて会議を開催する予定としております。その後、ガイドライン案につきまして、意見募集の結果、3年間の移行達成は現実的に難しいという意見が相次ぎ、12月には当初の計画を見直し、令和5年から3年間で改革推進期間として、地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すことと変更となったところでございます。そのような中で、令和5年度については、指導者配置支援等体制整備等補助金を活用し、実技指導等を行う部活指導者を試行的に各校1名ずつ配置予定で、部活動の地域移行に向けての様々な課題等も検証していきたいと考えております。一部の部活動だけでなく、全体の部活動に配慮しながら、慎重に進めていくべきと考えております。今後、引き続き情報収集を図りながら進めてまいりたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。6月ですか、僕が地域移行の話を出させていただいたときに、そのときには、準備協議会というか、室をつくっていただいて、この課題に向き合っていたかどうかという体制をお願いして、今そのようになってきているということでございます。その点では、本当にありがたいかなということでございます。来年度は、指導者配置支援という形で外部から指導者を派遣するという、国の指針に乗って進めていただいたというところがございます。これはクラブというのは、何か、指導者1名ずつ、配置を考えている、白鳳中学校、新庄中学校、クラブは何のクラブかというのは、何か、まだ決まってないんですか。どうでしょうか。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 実はこれは、今年度予算化をさせていただくということで、今後提案させていただいているんですけども、現行はボランティアで、新庄中学校、白鳳中学校、それぞれ、バスケットとバドミントンで配置させていただいております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 まだ予算前で申し訳ない。一応そういうふうな形では考えられてると、想定はされてると

いうことでございます。本格的な地域移行については、やはり民間のクラブの設立であったりとか、既存クラブとの協力の体制の確立とか、練習する施設の確保とか、あとは、これは一番あれなのかなと思うんですけど、利用される方々が、金銭的な負担というのが出てくると、あつたり、本当に様々な課題があると思うんです。ですけど、葛城市でやはりスポーツを楽しむ全ての子どもたちが、誰一人取り残されることのないように、これについては、引き続き進めていただきたいとお願いをしたいと思います。

この質問については以上とさせていただきます。

続いて、これからの葛城市観光についてというところで質問をさせていただきます。質問の冒頭にもお話をさせていただいたように、相撲発祥の地である本市で、先日、観光大使に宮城野親方にご就任をいただいたわけでございますけれども、これを契機に、これはどのように本市観光事業としてのひもづけというのをやっていくのかというのを伺いたいと思います。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

宮城野親方におかれましては、先日の葛城市観光大使就任式の際に當麻蹴速塚のことに触れていただき、この相撲の聖地にも足を運んでもらえるように努力をしたいとおっしゃっていただきました。私たちは、足を運んでくださったお客様に満足をしていただけるように、相撲館をはじめ當麻寺や笛吹神社、飯豊天皇陵など、たくさんの観光資源を活用して、おもてなしをしていきたいと考えております。中でも道の駅かつらぎは、年間100万人を超える来客数があり、また、その近くに、昨年7月に梅乃宿酒造が移転され、酒蔵見学が観光名所の1つになるなど、たくさんの注目を集めております。奈良県の西の玄関口である葛城インターチェンジエリアを中心に、道の駅かつらぎにある観光インフォメーションの機能強化を図り、観光の拠点としたいと考えております。来年度は、相撲といえばちゃんこと連想できるように、食の切り口から、幅広い世代の人に向けて相撲の発祥地をPRしていきたいと考えて、ちゃんこコンテストを道の駅かつらぎの多目的広場を活用して開催したいと考えております。コンテストの決勝戦では、観光大使になっていただいた宮城野親方にも審査員として来ていただこうと企画しております。

以上です。

梨本議長 西川議員。

西川議員 宮城野親方にせっかく観光大使になっていただいたからには、言い方は悪いかもしれませんが、その知名度もしっかりと活用をさせていただいて、葛城市観光発展に寄与していただかなければならないと思います。今、部長のほうからお話に上がった、ちゃんこコンテストも継続をしていかないとなりませんし、これを一過性にとどまらずわけにはなりません。相撲を通して、葛城市の豊富な観光資源をひもづけしていければと思っておるところでございます。

先日なんですけど、天王寺のてんしばって、皆さんご存じかどうか分からないですけど、

てんしばというところで、奈良かつらぎエリアフェスティバルというのが開催されました。商工観光プロモーション課も行っていただいてまして、私も、商工会青年部のブースで手伝いをさせていただきました。そのときには、けはや米という形で、これは特に商標登録とか何もしてないんですけども、けはや米という形で、葛城市でとれたお米を販売したり、相撲を通したゲームで、子どもたちに楽しんでもらいながら景品を獲得してもらおうという、そういったゲームをさせていただきました。このお米に関しては、3キロのお米を約20袋用意したんですけども、全て完売といった状況になりました。こういうふうの実験的ではあるんですけども、このように何かしら農業にもひもづけができていくのではないかと考えますし、いろんな可能性を見いだせる機会になっていくのではないかと考えているところでございます。また、葛城市観光をより発展させていく、本当にいい機会に恵まれてきているのではないかと感じておるところでございます。そこで、今、葛城市には観光協会というものがございます。葛城市観光協会の役割や現状についてを伺いたいと思います。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

葛城市観光協会の役割といたしましては、「相撲発祥の地・葛城市」を広く世間に発信するため、海外観光客の誘致やイベントの開催、マスメディアの取材対応、ご当地キャラクターの蓮花ちゃんの運営を行っております。観光協会の会則の中では、観光事業の健全な発展と地域の活性化を図ることを目的とし、観光啓発に関すること、観光資源の開発及び保存に関すること、観光客誘致のための催物及び諸施設の充実、観光物産の研究と開発などを事業として行うこととなっております。観光協会の役員につきましては、会則の中に、会長、副会長、会計、監事は、理事会において推挙し、総会において選出する。理事は別に定める内規により選出するとなっております。任期は2年となっております。理事の内訳としましては、議会推薦で2名、区長会推薦で2名、寺社、文化財関係者で3名、観光有識者から24名、協会の趣旨に賛同いただける団体から5名となり、合わせて36名となっております。現在の葛城市観光協会の事務局は相撲館に配置されており、事務は商工観光プロモーション課の職員が兼務という形で行っております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 今、観光協会の説明がありましたけども、現状は、大方、商工観光プロモーション課が事務局を受け、事業を進めているというような認識でよいのか。また、事業としては、どのようなものがあるのかというのを伺いたいと思います。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

ただいまの西川議員がおっしゃいましたように、葛城市観光協会の事業につきましては、商工観光プロモーション課が行っております。また、観光協会が直接的に行っている事業としましては、毎年恒例となっております當麻の里ぼたん祭り及びそのフォトコンテスト、けはや法要、そして、けはやまつりがあります。あと、間接的ではありますが、西川議員も関わっていただいております、かつらぎ花火大会、綿弓塚、それから孝女伊麻という3事業が、

間接的にはありますが、事業としては行っております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。事業として今、共催という形も含めたら、何事業かしていただいております。おとところなんですけども、これから、冒頭でもお話しさせてもらったように、ますます観光事業に力を入れていくことになると思うんです。地場産業や観光業をなりわいとされているような民間企業の力を入れて、観光協会の体制というのをいま一度見直す必要はないのかなというところなんですけども、その辺伺いをしたいと思います。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

まず、県下12市の観光協会の現状について調査をいたしました。12市のうち10市に観光協会があり、観光協会がないのは、お隣の大和高田市と香芝市、独立した観光協会があるのは、奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市の4市であり、葛城市、御所市、五條市を含めた残りの6市は、行政部局に事務局があります。しかし、ただいまの議員のご質問の中にあつたような、観光協会の体制の見直しということでございますが、現状では、観光における主要な収益事業であります宿泊事業を営んでいるような事業者がなく、観光自体がまだ産業化していないという現状を考えたとき、大幅に観光協会の体制を見直すには時期尚早ではないかと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 時期尚早であるということなんですけども、宿泊業を営んでおられる事業者がないからとか、また、観光が産業化をしていないから、観光協会の体制を見直すには時期尚早である。それでは、いつなんですかということもあります。観光が産業化していないというふうにおっしゃったんですけど、前のときでも、地場の特産を、活用しながら葛城市のPRをしっかりとっておられる事業者もおられますし、本当に葛城市の発信をされている方にとっては、残念な回答であつたのではないかと思います。市自体がそんなに消極的でありますと、これからはもっともっとほんまに力を入れていこうと思われている民間の企業、事業者も、萎縮してしまうのではないかなというところでございます。私自身は、時期尚早であるとは決して思いませんし、何なら遅いくらいであると認識をしておるというところでございます。

合併当初から、ほぼ充て職のような形で観光協会のほうがずっと来ておりますので、僕は、時期尚早ではないのではないかとこのところではあります。私としては、観光に関係した商業や産業、飲食、交通など、市内にある各種、商工会にしても、いろいろな団体がございます。その方々にもご協力をいただきながら、民間の力を最大限活用させてもらう体制になると、事業展開も大きく開けてくるのではないかとこのところでございます。そして、行政の担いは、本市の観光を進める上での主軸をきっちりと定めて、最大限バックアップを行い、車の両輪のように進めていく。それがこれからの葛城市観光をより発展させていくのではないかとこのところでございます。

そこで、葛城インターチェンジを中心として、にぎわい創出の拠点としたまちづくりを進める中で、先ほどもご答弁にありましたけど、相撲館内にある観光協会の事務局を道の駅か

つらぎ観光インフォメーションの場所に据えるということで、葛城市観光をより充実させていこうという考えはあるのでしょうか。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

道の駅かつらぎの観光インフォメーションに観光協会を配置できないのかということでございますが、先ほどの答弁にありましたように、葛城市観光協会の事務局は相撲館に配置されており、商工観光プロモーション課の職員が、相撲館の管理、来館者の案内などの通常業務と並行して運営に携わっております。そのため、観光協会の職員の検討等で、今すぐに観光インフォメーションへの移動は難しいのが現状となっております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 商工観光プロモーション課の職員が、相撲館の来館案内とか管理を行いながら、観光協会の事務局も兼ねているということで、人員が割けない、オーバーワークになってるのと違うかなというところもあります。時期尚早と言われておりましたけども、職員の負担を考えた上でも、観光協会の組織体制を見直してもよい、そんな時期に来ておるのではないかとこのところでございます。行政主体では、公平性の立場から、実施が難しかった飲食店や小売店の紹介とか、そういうのが行いやすくなっていくと思いますし、収益事業というのも行いやすくなるのではないかと。飲食店へ取材に行つて、記事を書いたり、地域を盛り上げていこうとしている人たちに触れ合うことで、葛城市の魅力を市内外に一層伝えやすくなり、地域の活性化にもつながっていくのではないかと考えているところでございます。

葛城市観光協会に民間企業や有識者の力を借りて、事業としてもより幅広くしていくために、組織としても変革をしていく必要があるのではないかと考えておりますが、葛城市観光協会の会長でもある市長のお考えを伺いたいと思います。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。宮城野親方が来られてから、非常に注目を更に浴びるのかなと、うれしい考え方を持っていただいているというのは、本当にありがたいと思います。議員ご指摘のとおりやと、実は感じます。ただ、そこへ持っていくのには、なかなか、越えていけないハードルがあるのかなというのが私の分析です。と申しますのが、葛城市の観光協会そのもののでき始めといいますか、その経緯が、当初、旧當麻町のほうでは観光協会がございましたけども、旧新庄町ではまず観光協会がございました。その中で1つの葛城市の観光協会を立ち上げたわけなんですけども、旧當麻町の観光協会そのものは、當麻のぼたん祭りを主軸に考えた観光協会のつくり上げをしておりました。それに加えて孝女伊麻、それと綿弓と、大きくはこの3つの構成の中で行ったんですけど、圧倒的にやはりぼたん祭りが大きくて、構成メンバーを見ていただいたら分かるんですけども、非常に大字當麻の方にお世話になってるというのがありました。その中で新市ができて1つになったときに、観光協会を葛城市に変えるに当たって、幅広く、旧新庄のエリアの方々に加わっていただいたというのが現実、今現状の観光協会のでき上がりでございます。ですので、観光事業そのものを、全体を考えた中ででき上がった観光協会ではないというのが、1つの今

の現状の継続になってるのかなという思いでございます。

なかなか、その事業そのものでは、単独ではなりわいはありませんので、部長が申しましたのは、例えば、独自で観光協会、民間といいますか、行政とは離れてお持ちのところといいますのは、宿泊であったり、温泉街であったり、観光にとって一定の収益がある団体等が主体になっていただきまして、観光協会を運営していただいております。葛城市ではまだそこまでは行ってないですというのが、多分部長の答弁の大きな趣旨であったのかな。それが時期尚早という言葉がいいのかどうか分かりませんが、今では、その段階へ飛び跳ねて持っていくのが難しいという現状分析であると思います。できましたら、葛城市の観光がそのような観光になるようにどうしたらいいのかということは、常に模索していく必要がある。その中で、議員ご指摘のとおり、民間企業の方も、その構成メンバーの中にできるだけ取り込んで、幅広くご意見をいただくという必要性がある。そして、いずれ観光協会そのものが、観光をなりわいとする皆さん方の運営で成り立つような、将来的な組織になっていくような、そういうふうなイメージを持った中で変革をしていくことを模索していく、これはしていく必要があると。特に今回相撲につきましては、今の商工観光プロモーション課だけでは、あの規模になりますと到底運営ができない。急激に、今回のイベントといいますか、第69代の横綱白鵬のイベントというのは決まりましたので、あのイベント自体が、本来でしたら、多分半年とか1年とか長いスパンの中で準備し、段取りをしてやるぐらいのスケールのものであったのかな。それが僅か短期間でつくり上げてしまったところが、非常に負担が大きかったのかという思いがございますので、そういう体制も含めまして、観光協会組織をこれからどうするのかというのは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 今、阿古市長のほうからも、課題についてはもう十分理解をされているような感じでお答えをいただいております。もちろん僕も背景というのも、もともと、合併したときは當麻町しか観光協会がなかったということも、もちろん承知をしております。ただ、そういう事業というのは大事にして、きっちり残していくものは残していかなあかんとはもちろん思うんです。ただ、その体制というのは、これからまた葛城市をより発展させていくためには、新しい空気を入れやなあかん。そういうことも必要ではないかと思うところでもありますので、ぜひとも、今年も観光協会の見直しの時期になってくるんですか。その辺も頭に入れながら、僕、樫原市とか、桜井市とか、本当に独自でやられているところというのがあるんですけども、そこまで一気にいくことは多分できないと思います。ただ、徐々に変革をしていく、そういう時期に来ているのではないかと思うところがございますので、阿古市長のほうも、観光協会の会長としても、考えていただけたらと思うところがございます。

それでは、私からの一般質問は終わらせていただきたいと思っておりますので、両部長、本当にご丁寧な答弁、また、定例会の一般質問、最後になろうかと思っておりますので、ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

梨本議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時34分

再 開 午後 1時00分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

横井議員 皆さん、2番、横井でございます。今日も皆さんと一緒に頑張りますので、よろしくお願いいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問席から質問いたします。

梨本議長 横井議員。

横井議員 2番、横井でございます。水道事業について。皆さん、いよいよ、葛城市水道事業に対します一般質問も、はや4回目を迎え、足かけ1年に及ぶ一般質問になります。私は、さきの、過去の葛城市水道事業に対します経過の総まとめを説明してから、本題に入ります。去年、2022年6月頃の一般質問の開始時点では、本市の水源は、ため池の自己水源及び奈良県営水道からの浄水受水で構成されており、各取水地区のご協力により、安価な自己水源を利用することにより、県内で一番水道料金の安い供給が可能でありました。主な水道施設は、9か所のため池、そして、3か所の浄水場、8か所の配水池で構成されていたのです。給水区域は、新庄浄水場、平岡受配水池、そして、兵家浄水場、竹内浄水場を拠点とする4系統に分かれ、このうち、寺口、平岡、竹内、この3か所の配水池において、奈良県営水道からの浄水を受水していたのです。県営水道と市町村上水道には、共通の課題が大きく3点ございました。

1点目、人口減少等により、水需要が減少し、結果、水道使用料収入が減少していくこと。

2点目、昭和40年代を中心に整備した水道施設の老朽化が進行しており、今後、投資の拡大を招くこと。

3つ目、熟練職員が退職することにより、技術力が低下すること。

この3つでございました。まさに、この課題を克服する方法として、県域水道一体化について、関係団体などで大いに議論してきたのでございます。本市が県域水道一体化に参加した場合、利点について、大きく次の4点が考えられたのです。

1点目、現在より水質等が安定し、安定的な供給につながる。

2点目は、災害時等において、マンパワーによる復旧による即時対応が可能となる。

3点目は、国、県の交付金を利用した水道施設の更新が図れ、計画的に行っていける。

そして4点目、管理体制等の強化により、技術の継承が可能となり、施設の効率的な維持管理が図れる。

この4点でございました。しかし、欠点もあるのです。欠点につきましてですが、重要なこととして当時もご説明しましたとおり、試算結果では、水道料金について統合効果が見られないというところでした。これには、最長30年間の特例措置があることも過去に説明のあったところです。

次に、現在は、地元水利組合等のご協力をいただきながら、水道水源として取水をさせていただいているところではございますが、本市の浄水場が廃止されることに伴い、その貴重な水、水源を水道水として使用できなくなることも挙げたのでございます。これは、かなりの重要なポイントでございました。また、統合後の事務所が集約され、本市に事務所を置かなくなった場合を想定しますと、市民からの緊急性のある連絡に対し、場所の特定や現場への到着、この時間の遅れが発生するという懸念もございました。さらに、施設更新などに広域化事業や運営基盤強化等事業の国の交付金は使用できず、全額水道事業の自己財源で賄っていく必要があることも挙げられたのです。これらの欠点、利点を踏まえて、大いに議論に議論を重ねて、会議に会議を重ねられてきたのであります。そして、いよいよ、去年12月16日の県域水道一体化の特別委員会を迎えることになりました。

そこで、理事者の皆様にご質問をいたします。理事者の皆さん、この議会はビデオ中継されているのです。結論的に、葛城市として、どのような選択をされましたか。よろしくご答弁お願いいたします。

梨本議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年12月16日開催の県域水道一体化調査特別委員会におきまして、市長は、葛城市が県域水道一体化に参加すべきかについて様々な角度から検討した結果、奈良県広域水道企業団には参加せずに単独経営を継続するという選択に至ったことを表明されました。その理由といたしまして、「葛城市の文化とも言える自己水源を残していきたいという思い」、「従来どおり身近な場所からきめ細やかな住民サービスを今後も続けていきたいという思い」、「市に水道事業の経営権が残り、市で水道料金も含め決定することができることにより、葛城市独自のまちづくりに生かしていきたいという思い」、「一体化に参加せず単独経営を継続した場合でも経営を続けられる可能性があること」など、様々な思いからこの判断に至ったと述べられました。そのことにつきまして、昨年12月22日開催の区長会、同月25日開催の葛城市水道事業の将来についての市民報告会において報告いたしました。また、防災行政無線でも放送し、ホームページにも掲載しているところでございます。

なお、奈良県広域水道企業団設立準備協議会会長である奈良県知事に対しましては、令和4年12月22日付の書面にて、不参加の意思を回答いたしました。

以上でございます。

梨本議長 横井議員。

横井議員 横井でございます。

理事者の皆さん、この議会はビデオ中継されているのでございます。とても重要なことから、長きにわたり、議論に議論を重ね、その必要があったのでございます。過去から現在に至る数十時間にも及ぶ大議論や協議を、ただいまの数十分間に集約して説明してきたのであります。今後は、近未来に開催されます県域水道一体化調査特別委員会にて、更に突っ込んだ水道の未来事業を質問して、市民の皆さんが安心して暮らせるように、私は、市民第一を目指し、頑張り切る次第でございます。皆さん、約束します。私は、市民第一を目指し

て頑張る次第でございます。

以上、ご清聴ありがとうございました。

梨本議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

次に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

本日の質問なんですけども、これまで、ほかの議員も多く質問されております、公共施設の再編に関するところに係りまして、心の中で私はいつも引っかかっている言葉がありました。それは何かというと、サービス保存の原則という言葉なんです。この言葉があることで、合併当初の論点がややこしくなってきたのではないかという思いがありますので、その辺の分析を行った上で、今後の公共施設、行政サービスの在り方を探っていきたいと思います。

では、これよりは質問席に移動して続けてまいりますので、よろしくお願いいたします。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 よろしくお願ひします。私が議員を拝命して5年目になるんですけども、6年かな。拝命して初めて聞いた言葉に、サービス保存の原則という言葉があるんです。私は大学院で都市政策を学んでおりましたけども、その当時、どの文献や論文にも、このような言葉が出てきませんでした。これは一体、原則という名前、名詞として使われてる以上は、何らかの定義があるのではないかと調べていろいろ調べてみたんです。そうすると1つ分かったことがございました。実は、サービス保存の原則という言葉は、学術用語としては存在してません。かつ、調べ得る限りですけども、日本国中のどこの行政組織においても、この言葉は使われてませんでした。ここで改めて、原則という言葉の意味をひもといてみます。辞書では、広辞苑では、他の諸命題が導き出される基本の命題。人間の活動の根本的な規則で、原理とほぼ同義であるとあります。さらに、もう一つ、日本国語大辞典、非常に大きな辞典ですけども、そこには、もともとの法則。一般の現象に共通な法則。特別の例外が起こり得ることを念頭において、一般に適用されるものとする基本的な考え方とありました。つまり、原則という言葉が語尾につけることによって、直前にある言葉が、絶対の基本概念であって、ここから外れるということは例外であるということの意味するに等しい単語になってしまうんです。現在、葛城市においては、このサービス保存の原則という言葉が、公文書や過去の議員の質問の際に使われておりました。これを旧町時代の合併前まで遡って調べてみると、やはりその当時、この言葉はどこにも見当たりません。ただ、その言葉の語源と思われる表現が文脈の中で使われておりました。その部分を紹介します。

まず、合併協議会だより第3号、この中のQ&A、ここに、合併の基本的な考え方であり、皆様の負担は低いほうに、皆様へのサービスは高いほうにという記載がありました。続いて、合併協定書の中の8、事務機構及び組織の取扱いの箇所で、新市の機構及び組織については、住民サービスが低下しないよう、との記述があります。その後は、合併後10年ぐらいいの間ですけども、10年後ぐらいいまでは、散発的に一部の議員が、サービスは高く、負担は低くという表現を使って質問をされております。いずれも、合併時の約束という文脈で使

われておりまして、サービス保存の原則という言葉は見つかりませんでした。ところが、合併後12年たって、平成28年になってですけども、ここで突如、サービス保存の原則という言葉が記録に出てくるようになったんです。まずは、この点について、一体なぜ突然このような造語が公用語として使われるようになったのかについて確認を求めます。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願いたします。ただいまの奥本議員のご質問でございます。

サービス保存の原則という言葉でございますけれども、これは先ほど議員お述べの、平成28年第1回定例会におきまして、前山下市長の施政方針の中で、公共施設マネジメントに関する基本計画を現在策定中であり、本計画における一貫した考え方として、サービス保存の原則を掲げているという発言をされておられます。この意図といたしましては、市民に対してのサービスは減らさずに、建物はどのように減らしていくのかということ、そういう方法を検討するというもので、施設保有量が減少しましても、サービスの総量は保持するということが原則とするということで、公共施設を総量的に減らさないというものではないということでございます。ここで言う、市民へのサービスと申しますのは、市民が旧町時代から受けておりました行政サービスを指すものであって、施設そのものの継続維持という意味ではないということでございます。

以上でございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 確認いたしました。確かに、平成28年当時の市長の施政方針演説で、サービス保存の原則という言葉が使われております。しかし、それに先立つ平成27年9月14日の厚生文教常任委員会、ここにおいて当時の市長が、私はサービス保存の原則と言っていますけれども、という発言をされております。これは、本市における最初のこの言葉の使用例であると思います。ここではっきりと、ご自身の独自の言い回しであるとおっしゃっているんです。つまり、そもそも存在しない造語であるという根拠が確認できるということです。これ以降、個人の言い回しであるはずの言葉が、あたかも根本原理であるかのように公文書で使われるようになりました。この言葉の用いられた意図については、先ほどのご説明でも理解できるんですけども、私が指摘したいのは、先例や前例を重んじる行政において、誤った言葉の使い方というのは、非常に厳しく指導されていると思うんですけども、それがなぜ行政文書にこういった造語がしれっと使われ続けられているのかということに対しては、すごい違和感を持っているんです。

更に私が問題視する点があります。先ほど触れましたけども、合併協議会が定めた合併協定書では、協定項目第8号、事務機構及び組織の取扱いについての項でこう書かれています。新市の機構及び組織については、住民サービスが低下しないよう次の方針に基づき、合併時までには整備するとあります。機構と組織の整備方針として3つ書かれています。①地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる機構・組織。②市民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織。③簡素で効率的な機構・組織。要するに、機構・組織に

対してとしか書かれてないんです。

さらに、同じく合併協議会が定めた新市建設計画の5、ここに公共的施設の適正配置と整備という項目があります。ここではこう書かれています。公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次検討・整備していくことを基本とします。つまり、当初の合併の時点では、公共施設の再編と行政サービスの在り方というのは関連づけられていませんでした。当初の行政サービスを低下させない、の意味するところは、機構・組織についての基本となる市の方針、方向性を示していたにすぎず、公共施設の適正配置についての方向性は別で示されてるということなんです。それが、後になって、12年後に出てきたサービス保存の原則という言葉が使われてるうちに、行政はサービスそのものについて形を変えず提供し続けねばならない。同時にサービスを提供するハコモノも存続させねばならない。市民はいつまでも同じサービスを受け続ける権利を有するという誤った認識につながっているような気がするんです。それゆえ、公共施設再編の話が出るたびに、サービスの低下、ハコモノの減少を危惧する声が上がることとなり、合併後18年たっても、ドラスティックな再編を進めにくい状況に至っていると私は考えます。

現在、サービス保存の原則という言葉が使われている公文書は、先ほどおっしゃいました、平成28年3月策定の葛城市公共施設マネジメント基本計画と、平成29年3月策定の葛城市公共施設等総合管理計画の2つです。これら施設計画に関する文書で使われてることで、いつの間にか、この言葉がファシリティとひもづいてしまっています。本当は、先ほど答弁にあったように、この計画の中身を詳しく読み込んだら、意図することは分かるんですけども、ただ、この公文書の表紙に、サービス保存の原則に基づくと大きく書かれてるんです。その表紙だけを見て、やはりこの言葉が一人歩きしているのではないか。公共サービス、ハコモノとセットで考えるものである。すなわち、合併時の施設数、面積を維持した上での計画であるとの誤解につながっていると私は思います。どうしても、公共サービスの在り方について、その辺の誤解なきように述べたいのであれば、本文の冒頭でもいいんですけども、合併時に示された、負担は低く、サービスは高くという方針、その意味するところ、公共サービスの提供は、ハコモノの存在が前提ではないこと、公共サービスの提供形態は、時代や技術の革新に応じて変化するものであるということをはっきりと明示する必要があるのではないのでしょうか。

では、ここで再度確認いたします。サービス保存の原則という言葉なんですけども、今、私が示した、施設再編関連以外で使われてるケースというのは現在あるのでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

サービス保存の原則という言葉は、ほかのシーンでは使用をしていないということでございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 それでは、以上を踏まえて、市長にお尋ねしたいと思います。現在、葛城市公共施設マネ

ジメント基本計画と、葛城市公共施設等総合管理計画の2つの公文書で使用されている、サービス保存の原則という言葉については、合併当初の理念に対して誤解を与え、今後の施設再編に当たっての混乱をもたらす要因と考えますので、今後、公文書での使用を控えていただき、現在使用されている公文書についても、次回の改定時には、本来の言い回しに修正していただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。非常に的を射た質問であると感じております。行政サービスそのものというのは、例えば、内容であったりとか、提供の仕方であったりとかいうのは、時代、時代の社会状況ですとか、社会状況といいますのは、例えばライフスタイルであったりとか、技術革新であったりとか、例えば国の方針もそうなんですけども、自然環境の変化もそうです。全ての総合的なものに影響を受けて、そのサービス自体は変わっていくものやという認識を持っております。ですので、今現在提供しているサービスも、その目的を達成すれば、もうサービスとして必要がないという時期も来るし、逆に言えば、今ないサービスも新たに提供していくということがあるという認識を持つ必要があると思います。

例を取り上げますと、今現在、市役所で、総合窓口で使っておりますリモートによる情報提供、受付等相談業務をやっておりますが、それが、例えば、各家庭にそういう通信媒体が普及した時代には、逆に言えば、もう自宅からできる、市役所に行く必要がもうほとんどない状態になる。相談窓口も。ですので、用紙までも、例えば申込み等の手続も、それで終わってしまう可能性もあるし、発行自体も、郵送等、その時代になったらどういった提供の仕方になるか分かりませんが、いろいろある。それから、今回でも、議員のご質問のあった公共交通の在り方についても、将来、完全自動運転の自動車、その当時、それができたときには自動車と言うか分からないですけども、そういうカプセルができたとすれば、公共交通の考え方も変わってしまうということです。ですので、社会的な変化によって変わる。それで、今現在ですと、国の方針ですと、これから、今までは、高齢者社会の中で、もう20年近く前に介護保険制度がつくられて、行政サービスの在り方も変わりましたし、今まさに、今度は、子育て世代についての行政サービスの在り方が大きく変わる可能性がある議論をしているというような状況ですので、その時代についても変わるという認識を持っております。ですので、議員ご指摘のとおり、それは行政サービスが限りなく保存されるというのは、原則ではあり得ないということは事実でございますので、ですので、表現の仕方としては、あまり好ましくない。ただ、意味としては、その当時はその意味があったんだろうと思います。あったんだろうと思いますけども、ただ、行政サービスの在り方としては、やはり、若干違和感があるのかなと思いますので、以後、そういう語句が出ないように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。誤解を招きやすいサービス保存の原則という言葉、今後は使用されない方向でいくということで承知いたしました。

では、続きまして、今後の公共施設と行政サービスの在り方についてなんですけれども、ここで私、3つの提案をさせていただきたいと思います。これはあくまでも提案なので、聞いてください。長くなって申し訳ないです。

まず、1点目。行政が目指す組織の方向性についての提案です。行政が目指す組織の方向性。今、国では、増大する社会保障費等について、国民負担の在り方の検討が進んでいます。財務省が令和3年10月に公表した、これからの日本のために財政を考えるという資料によりますと、今後の税制の2つの課題として2つ挙げられております。1つ、巨額の借金を将来世代に先送りせず、誰がどのように負担していくのか。2つ、少子高齢化が進む中で、社会保障の在り方をどう定義し、その費用を誰がどのように負担していくのかについて、今後の国民負担における受益と負担のバランスをどこに持っていくかの議論がなされているのです。もう少し、中身を詳しく言いますと、まず、公的サービスの水準が高くなるが、国民負担が大きい。高福祉高負担の大きな政府。それに対して、公的サービスの水準は低くなるが、国民負担が小さい低福祉低負担の小さな政府。この2つの政府の間でどのようにバランスを取るかという議論なんです。その上でさらに、公平、中立、簡素という税の三原則の中で、特に公平の原則における世代間の公平が、今後一層重要となっていており、異なる世代を比較して、負担の公平が保たれているか。それぞれの世代の受益と負担のバランスを考える必要があるとされております。この国の資料を葛城市に当てはめた上で、1つ目の私の提案を申し上げます。

まずは、サービスは高く、負担は低くという、相反する方針なんですけれども、これを実現していくには、今後ますますハードルが高くなっていくのはもう間違いありません。そういう現実を直視すべきときに来ていると思います。全ての市民の受給と負担のバランスについても、どこで折り合いをつけるのか、真剣に検討する段階に来ておると思います。とは言っても、これまでの方針を180度変えろと言っているのではありません。誤解なきよう補足しておきますけれども、受益と負担のバランスを考えた上で、従来と同等に近いサービスの提供をする努力は必要であり、ただ、先ほど市長のご答弁にあったように、環境は変わってまいります。ICTによる業務の効率化や、あるいは外部の力を活用するという方法もあります。そういった形のサービスの提供形態を見直すことで、負担の少ない効率的な行政運営にシフトしていただきたいということが、第1の提案でございます。

続いて、2点目、2つ目の提案。受益と負担についての提案です。受益と負担について。これについての内閣府政策統括官室がまとめた、受益と負担についての国民意識に関する考察という資料がございます。この資料は、コンジョイント分析という手法で、国民が公共サービスに対し、どの程度の金銭的負担をする意志があるかという、負担意志率について調べてあるんです。それによりますと、これも3つ示されております。

まず、1つ。国民は社会保障給付のように自らへの受益の帰着が明らかなものについては、それなりの負担意志をもっているものの、そうではない政府支出については、負担意志をもちにくい。

2つ目。必要性の低い政府支出を削減することで国民負担率を引き下げることができれば、

国民の効用は大きく改善する。

3つ目。国民の負担意志率は、年齢や各家庭がどのようなライフステージにあるのかによって大きく異なるため、財政構造改革を進める上で幅広い国民の支持を得るためには、世代間格差や教育費負担の状況等にも配慮が必要である、という3つの考察が示されています。これを踏まえて、先ほどと同じく、葛城市に当てはめて提案申し上げます。自らが受益者として受ける行政サービス、これについては、利用者は応分の負担意志を持っているので、年齢や家庭のライフステージ、世代間格差に配慮することで幅広い支持を得ることにつながります。要するに、今後の行政サービスの提供に際しては、特定の世代に偏った受益や負担につながっている現状があれば、是正した上で、従来の行政サービスの提供方法や内容についても再考した上、新たなサービスの形をつくった上で、さらに、不断のバージョンアップを図っていただきたいと提案を申し上げます。これが2つ目です。

そして最後、3つ目。公共施設マネジメントについての提案です。公共施設マネジメント。これについても、1つ資料がございます。2013年10月号の月刊自治研という資料ですけども、そこに掲載された、早稲田大学の小松幸夫氏の2つの指摘があります。

1つ目。施設を長寿命化しさえすれば、今後の公共施設の問題が解決するののかという点について、施設の長寿命化策によって、建替えに必要な費用を減らすことは可能だ。ただ、施設を維持していく費用は、従前以上に必要となる。仮に従前と同じ量の施設を維持し続けるとするならば、その維持費用は必要最小限ではなく、必要十分でなくてはならず、財政が厳しくなる中で、その予算を確保していくことは容易ではない。

2つ目。公共サービスは、ハコモノを通さなくてはならないのかという点について、これまで公共サービスは、施設、ハコモノと一体で考えられてきた経緯があるので、ハコモノの廃止は、すなわち、公共サービスの廃止と受け止められてしまう。ハコモノと公共サービスが不可分であるという発想を捨て、両者を切り離れた上で、改めて公共サービスというものの在り方を考える必要がある。その上で、白紙の状態から、低コスト、高品質の公共サービスの形をデザインし、もし、そこにどうしても必要となれば、改めてハコモノを配置するという考え方が求められている。この2つの指摘があるんです。これはそっくりそのまま受け売りとして私使いたいんですけども、公共施設の長寿命化と、ハコモノと公共サービスの関係を見直すという、そここのところの切込みを、今後の公共サービスの形をデザインする中で、葛城市でも、そういうのを取り込んでいただきたいというのが3つ目になります。

以上、今後の公共施設と行政サービスの在り方について、3つ、私、提案申し上げます。1つ、行政が目指す組織の方向性、2つ、受益と負担について、3つ、公共施設マネジメントについてという点でしたけども、この3つの提案について、行政サイドとしてのご見解があれば、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 突然の質問でございますので、果たしてそれが返答になっておるかどうかわかりませんが、考え方は、まさにその考え方で進んでおるといいますか、取り組んでいるつもりでございます。葛城市の場合、2町が合併して市になったものですから、非常に施設数が多いと

いうのは事実でございます。ただ、それをどのように変化させていくのかといいますのは、例えば、先ほど申し上げましたように、社会的な変化によってどう対応していくのかということだと感じております。その中で、1つ、整備の在り方、保持の仕方というのは、実はまちづくりに非常に影響を及ぼしている。その自治体がどの方向に歩むのか、どういうまちをつくるのかという、その思いに影響が大きく出てくると感じております。

葛城市の場合、当初から施設が多い中で、施設を軽減していくという作業、数を軽減していくという作業は、今入ったばかりでございますので、複数年度で、特に當麻地区を中心に、施設の数としては4つほどは減るような形になると思います。1つは民間移行という形もあるんですけども。そういう作業に入っていく中で、必要とするまちづくりのサービスをどう維持するのか。その中で、やはり感じておりますのは、常々申し上げておりますのが、弱者と言っていいのかどうか分かりませんが、高齢の人たちへのサービスの在り方、それと、若年世代、子どもたちに対するサービスの在り方というのは、どういう形がいいのかということを考えますと、やはり歩いて行けるエリア、割合と近いエリアにあるサービスが必要であるだろうと。遠く離れたところに行くという、そういう手段がなかなか確保しにくい、また、その時間が、体力的に問題が出るようなサービスについては、やはり身近なサービスを維持していくべきであろうという考え方を持っております。

議員ご指摘のように、考え方というのは、その考え方で行政部局全て考えてやっておるんですけども、いろんな、総合的に判断して、これからも頑張っていきたい。また、ご指摘いただきましたら、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。旧町が合併して18年たちました。ようやく公共施設の再編が大きく動き始めているところでございます。今の複合施設に関しても検討段階でありますけども、まだまだたくさんの疑問や不安の声が聞こえてまいります。ただ、今回この質問をするに当たって、私、合併当時の資料もずっと読み込んできた中で、ある項目、非常に感慨を覚えた点がありました。それは何かというと、新市建設計画の6番に、情報・通信の整備の項目というのがございまして、ここにこう記されているんです。政府が示す「e-JAPAN重点計画」に基づいた電子政府・電子自治体の構築を進めながら、住民へ地域イントラネットの基盤整備を活用した各種サービスの展開を図ります。ホームページを通して、住民がいつでも、どこからでも、申請・届出等の手続きが可能になるように電子化を進めます。また、総合行政ネットワークの対応に向け、文書管理についても電子化・システム化を図り、行政の情報化を進めますと書かれているんです。これ、当時としては、本当にまだ具体的な絵を描けないし、本当にこれがどういう形で提供できるのかと想像もできない状況、夢物語であったはずなんですけども、その後、ICTの技術革新によって世界中の行政サービスが変わってきております。残念ながら、日本は諸外国に比べて周回遅れの感はあるんですけども、それでも、本市においては、リモート対応、あるいは、RPAの導入というのが進んでおります。さらに、国が今後旗を振っていくDX、デジタルトランスフォーメーションというのが、今後、新たな行政サービスの形というふうに変っていくのは間違いないところです。

そういったことを予言したのか、見据えたのか分かりませんが、当時盛り込まれたということ、これはすごいことだなと思います。当時、公共サービスというのは、基本方針は変えずに、時代に応じて、状況に応じてバージョンアップを図っていかねばならないという意気込みが、この文章に込められていると私は思うんです。先人たちが知恵を絞って、将来世代に夢をつないでくださった新たなまちの形、これは、私たちが引き継いで実現していく義務があります。さらに、その義務を次の世代にバトンを渡していかないといけない。それは、私たち議会だけ、行政だけではなくて、市民とともに、知恵を出し合いながら、この夢を実現していく必要があるんです。だからこそ、本当に全てのところの意見を吸い上げる、それを実現していくのは難しいところなんですけども、うまくその辺、解決しながら、難問は山積していますけども、いい形で、新しい、理想とする葛城市を実現して、次の世代に引き継いでいけるようにやっていきたいと思いますので、また、行政職員の方々も、いろいろその辺りも一緒にやっていただければと思っております。

では、時間がかかなり余裕ありますので、先ほど私、3点、提案点を申し上げました。財務の観点から、副市長は財務専門家ということなので、今申し上げたような感じの、財務視点から、こういう新しい市を目指すに当たって、何かコメント、あるいは注意点とか、もし、あるようであれば、お話いただけたらと思います。いかがでしょうか。

梨本議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 財務の視点からのコメント、国が示した内容も踏まえまして、3点ご提案いただいて、受益と負担の関係とかというのは、おっしゃることはそのとおりですけれども、自治体または国ごとによって、いろんな背景があるとは思いますが、なので、本当に難しい問題で、取ったら、財政はちょっとは豊かになるかもしれませんが、逆に取ることによって、そのサービスを享受される方が少なくなって、逆効果になってしまうということも踏まえながら考えないといけないのかなとか思いながら聞いておりました。葛城市においては、公共施設マネジメントは、今回、保育所の関係と複合化の関係でかなり進むと思いますし、全国を見ても、庁舎と図書館と文化会館機能、または公民館機能というのを1つにするというのは、なかなか本当に珍しい事例ですので、成功することを願っておりますし、成功した際には、本当に全国の先進事例になると思います。ただ、ハードだけではなくて、運用をどう考えるのか。できた後、実際にどう使ってもらえるのか。その際にまた議論になると思いますけど、受益者負担をどうするのかという観点。そのときにも、今までの背景や財政負担などいろんな観点を考えながら、正解などないと思いますし、1回やってみて、また変えていけばいいと思いますので、葛城市は、本当に財政的に厳しい状況ではありますけれども、全国的に本当にサービスを切ってもやっていかないといけない、やらなければいけないという状態ではありません。ある程度、経常収支比率、皆さん、ご心配されておりますが、それよりも、私は、実質、単年度を見ておりますので、単年度の収支で見ると、そんなに悪くはない、少なくともこの数年間は。などを踏まえると、ある程度サービスを残していけたらという思いは、行政職員としては思っているところでありまして、ただ、市長からおっしゃっていただいたとおり、時代、時代によってサービスは変わってきますし、そこはしっかり考えていかないとい

いけないのかなと思っております。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。本当にそのとおりなんですよ。新しいものをつくるということには、いろいろ先行きに対する不安とか、心配が出てくるのは当然です。ただ、我々に必要なのは、今はこうなるけども、次はこうなります、こうなりますというイメージを、できるだけ、どこまで、100%全くその形を示すということは難しいんですけども、ある程度こうなりますよ。ただ、市長もおっしゃいましたけども、いろいろ、高齢者であったり、小さい低年齢者の方の負担を、そこにしわ寄せが行かないようにというのは、当然必要になってきます。ただ、その辺りを見据えた上で、できるうちに、その辺の対策というのも踏まえて、一緒に考えていかんとあかんと思うんです。企業経営なんかは、最悪の状況を常にシミュレーションしながら、いろいろ計画を立てるので、行政もやってらっしゃるとは思うんですけども、そういった意味合いの、本当に多岐にわたる政策とか、多岐にわたる部署の決断になってきますので、その辺り、慎重に進めるのはいいんですけども、やはりスピードも必要になってきます。財政も、副市長がおっしゃるように、やりたいけどもできないので切っていくという自治体もあるわけですから、そういうことに行かないように、できるだけ、サービスの提供の仕組みもそうですし、提供する形も新たに変わっていくということも、そういうアナウンスも今後やっていただければと思います。

長くなりましたけども、以上、私の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

梨本議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後2時5分から会議を再開いたします。

休 憩 午後1時50分

再 開 午後2時05分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 今、議長から紹介ありましたように、最後になります。1時間ぐらいかかるとは思いますけども、聞いていただいたらいいかと思います。ありがたいです。2問、行います。

私は今回、身近なところの課題を取り上げさせていただきました。葛城市に1つしかないJR和歌山線の大和新庄駅にトイレがない。この問題を1つ目に取り上げさせていただきます。

2つ目ですけども、去年8月から、奈良県で一番古い石の橋と言われている太鼓橋、ここが安全性確保のために通行止めになっていると。これはこれで正しいことだと思いますけども、このことについて、今後どうなるのか、今までの現状等をお聞かせ願いたいということで、2問質問させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、あとの質問は質問席で行います。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 それでは、今申し上げたように、2問行います。

1問目のことについては、前で説明しましたが、私は、また手話を使いますが、駅にトイレがない。このことについては批判的でございます。駄目やと思っております。まず、その思いを伝えた上で、質問を進めていきたいと思っておりますので、私の気持ちも察しながら、最後でございますので、最後は皆が気持ちよく終われるようお願いしたいというふうに考えております。

まず、通告しておりますように、JRは、経費節減のために、古い、老朽化したトイレを随時撤去していったというのが今の現状でございます。そして、今、大和新庄駅にもトイレがなくなった。まず、ここに至るまでのJRとの話し合いとか、その判断、経緯、このことについてまずお示してください。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 都市整備部の安川です。よろしく申し上げます。

JR大和新庄駅構内トイレ閉鎖、撤去に至る経緯、市の対応でございますが、令和2年6月30日に、JR西日本より、JR大和新庄駅構内トイレの老朽化により、地盤沈下による建物の傾斜等が見受けられ、危険度が高くなっていることから、早期に撤去したい旨の相談がございました。また、その際、JRでは駅舎のシンプル化を進めており、駅舎のトイレを撤去する代わりに、JR和歌山線の車両については、全てトイレ付の車両に入替えを行い、利用者に不便がないよう対策をするとのこととございました。JR大和新庄駅構内のトイレの撤去につきましては、周辺3か大字に説明し、JRのシンプル化の方針を理解していただいております。また、トイレの閉鎖、撤去に関しては、事前に周知を行い、令和3年1月12日より、トイレの使用を停止されております。コロナ禍により遅れておりました撤去工事につきましては、令和5年2月より、行われている状況でございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、説明をいただきました。令和2年6月にそういう打診がありました。令和3年1月から、古いトイレはあったんですけども、ここは壁にくぎを打たれるとか、板が貼られるということで、使えない状況でありました。私も見に行かせてもらいましたけども、それが令和3年1月から。顧みますと、今、令和5年3月ですから、2年2か月間はトイレを使ってない状況にある。こういうのが今の実情ということをもっと把握しておきたいと思っております。私は、ここで1つ、問題にしておきたいと思うんですけども、そういった話があったときに、JRのトイレはなくなります、そのことを周辺3か大字、議長の大字である北花内に言いました。笛堂にも言いました。柿本、坂本議員のほうの地域になるかな。この地域、近隣だけに言いました。私、これはどう考えても間違ってると思うんですけど、駅のトイレをなくすのに、駅で何か工事するとき、道、駅前整備しますねんと、迷惑かけますからといって近隣にお話しするのはいいけども、今までのあったトイレをなくします。それを近隣の方にご了解を得た、それで事を進めたというのはおかしいと思っておりますので、答弁は求めませんが、次に進んでいきたいと思っております。

そうした中で、今申し上げた、約2年間もトイレがないと。市民の反応もあったであろう

かと思えます。それは市当局としてどのように理解されてるでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 トイレの閉鎖に伴い、市民、利用者の反応というところでございますが、市のホームページに市外の方より1件のご意見をいただいております。内容としましては、JR大和新庄駅は、日中の1時間に1往復しか電車が来ないため、いざというときには困ると。他の市においては、JRの駅のシンプル化に伴い、行政でトイレを設置しているとの内容でございました。それ以外には、市の保健福祉部局より、駅前の歯科医院にトイレを借りにこられた方がいるとの連絡もいただいている状況でございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 私は市民の方に、今回、私自身も謝罪したいぐらいの気持ちなんです。このことを議論できるようになったのは今やということは、私は、議会として議論していないということについては、本当に市民の方に謝罪したいというぐらいの気持ちで今日はお話をさせていただきました。あの駅の前の道をずっと歩いてくると、貼り紙が貼ってあるところがあります。トイレのご使用のみは認めません、だったか、ご遠慮くださいというのが貼ってある。やっぱりトイレは必要やから、駅を降りてトイレが必要な人はどこかに入らるんやね。またそんな貼り紙まであるんです。理事者はそれを知っていて、議会の皆さん方も、そういう経緯というのを知っておられたのかどうか知らないですけども、物を建てるのかいうときに、いろいろ報告はあるけど、なくなるというときも、ぜひとも今後、これからは、こういう大事なことはお話をいただきたいと、議論をしたいというふうに考えております。

そこで副市長にお尋ねしたい。これ、誰に聞こうかなと思ったんですけども、ちょうど副市長が着任されたぐらいにこういうお話が始まったわけです。議会とは話はなかったと思っております。理事者の皆さん方でお話をされて、先ほどあったように、近隣の地域の3か大字だけには話をしましたと。JRが言うように、駅にトイレはないけど、電車の中につけますから、電車の中でやってくださいというJR側のお話というの、一定の理解はしますが、皆さん、電車の中で、新幹線とか別ですよ。普通の電車でなかなかしにくいというのが、私の気持ちの中にはありますけども、そこで、副市長、この相談を受けたとき、どこでどれぐらいまでの相談をされて、これでよかったのかなと。トイレのことですから、いろんな部局に絡んでくると思う。どこまで話をされたのか。先ほど言ったように、3か大字だけに話をしたということで、その決定をした。ここのところの、もちろん、市長、副市長も含んで話をされたであろうかと思しますので、その経緯について説明を求めたいと思います。

梨本議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 通告を受けておりませんでしたので、2年前どうだったかというのを正確に把握しておりませんし、申し述べることはできませんが、JRのトイレがなくなるということは聞いておりました。周辺の大字がまずどう思うのかというのを確認しなさいというのを我々から指示したように記憶しております。周辺の大字の方からはご理解を得られたというふうに伺っておりまして、また、民間のサービスがやられていることを行政が肩代わりするというのは、基本的にはないと思っておりまして、公共施設の観点からも、新たなもの、ハードをつくる

には相当慎重になる必要があると思っておりますので、行政でやるという判断には、今のところなっておりませんし、2年間の中でニーズがどれくらいあったのかなというふうに今思い起こしてみても、少なくとも私の耳には、トイレが絶対に必要だと、あればいいというのはあると思いますが、絶対に必要だというようなご意見は何っておりませんので、現時点でトイレの設置というのは、行政では考えていないところでございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、副市長のお話を聞かせてもらいました。葛城市で、トイレの設置というものは、JR西日本は民間だから、民間に任せるところであって、行政そのものがそれを造るところの判断に至っていない、造る必要はないという、きちっと今までのことの話がされました。では、王寺から和歌山までの和歌山線ですけども、全部ではないけども、和歌山線の王寺から畠田、志都美、香芝と続いて、高田を通過して、大和新庄を通過して、御所、吉野口、五条と入っていくわけですけども、王寺から奈良県内の和歌山線、大和二見まで駅がありますよね。その状況、奈良県内の和歌山線、ほかの状況について、私は駅も全て行ってきました。けども、無人駅もあるので、市としてどのように把握をされているか、ご説明ください。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 トイレの設置の状況でございますが、和歌山線の王寺駅から大和二見駅までの14駅のトイレの設置状況につきましては、駅の構内と構外にトイレがある駅が2駅、構内にトイレがある駅が3駅、構外にトイレがある駅が8駅、トイレのない駅は大和新庄駅の1駅となっております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 私、逆の立場やったら、今の答えにくいやろうなと思いますわ。大和新庄駅だけがトイレないんです。JRはトイレを撤去していくという方針を決めてるから、葛城市だけに言うてるんじゃない。ほかの町にも、古いトイレは撤去していきますよ。御所市も五條市にも言うてきたわけですよ。トイレがないのは大和新庄駅だけと。市長、よく聞いてください。今までの経緯について、これからあれしたらええねんから、私は、先ほど申し上げたように、ほかの駅も行ってきたし、市役所も行ってきました。お隣の御所市も行かせてもらったけども、ここなんかでも同じように駅のトイレを廃止される。駅のトイレは廃止されるけども、御所市は、駅前の広場に多目的トイレというふうなものを、吉野口駅とか、掖上駅とか、造ってはるわけですよ。市として造ってはるわけです。JRの方針は、全ての線やと。でも、葛城市にある大和新庄駅だけが今はない。時間の都合上、そのことだけは、理事者の方も思わないですか。ほかのところにも皆トイレあるのに、葛城市だけ、大和新庄駅だけない。後からまた言うていきますけども、次に、進めます。そういったことも話をしてくれてるのかなと思うんです。葛城市地域公共交通活性化協議会というものがございまして、JRの大和新庄駅にトイレがなくなる。こういった議論、こういう場であったのでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

葛城市地域公共交通活性化協議会の構成メンバーの中には、JR西日本の方がメンバーと

して会議に参加していただいております。しかしながら、この法定協議会において、これまで、JR大和新庄駅に関する件について、案件として取り上げられたことはございません。以上です。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ということは、そういうところでも議論をしてないというんやね、葛城市は。でも、さっきから言うてるけど、ほかのまちは皆、あるんですよ。葛城市の人は我慢強いんですか。忍耐力を養ってるんですか。みんな一緒じゃないですか。怒ったらあかんから、もうちょっと進みますけども。この場所というのは、旧の新庄町時代から、街路事業ということで、まちの中心として、JR駅から市役所前までの工事というものをやってまいりました。ここを中心にとしようと、すてきな通りにしようということやってきたと思うんですけど、これをやった目的、教えてください。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 旧新庄町時代の平成2年度より、整備を開始しました街路事業、新庄駅前通り線の目的でございますが、幹線道路の交通混雑を解消し、また、歩道を設置することで公共施設への歩行者の安全を確保することでございます。また、整備時の補助メニューの道路交通環境改善促進事業は、交通安全施設等整備事業による整備と併せ、市街地における安全かつ円滑、快適な道路交通環境を効率的に確保することを目的に実施されております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 そうですよ。あの通りは、ちゃんとした歩道もあって、人も歩きましょう。これからの高齢社会を見据えて、高齢者の方も、今回の一般質問でもありました、高齢者の方が外へ出やなあかん、歩かなあかん、そうやってあそこを、JR大和新庄駅から国道を挟んで、近鉄新庄駅を越えて、この市役所までを、街路事業をそういうふうにしていこうという位置づけてきて、出発点のJR大和新庄駅にトイレがない。高齢者の方、歩いてて、若い方には分からんけども、やっぱりトイレも行きたくなる。人によって違いますよ。トイレの必要性とするのは、それなのに議論をしていない。葛城市地域公共交通活性化協議会にしても、大きな議論、議会にも報告していない。

この問題を通告させてもらって、担当部局も、駅ではなくて、市の対応ということで、ほかの市の姿勢と言うていいのか、やろうとしてることと言うていいのか、考え方ということについても質問事項に入れておりますので、他の市のJRに対する対応姿勢というものをどのように持っておられるか。どのように調べていただいたでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 このたびのJR大和新庄駅構内トイレの撤去を受けまして、JR和歌山線沿線の市にトイレの設置状況の確認を行っております。調査を行ったのは、香芝市、御所市、五條市でございます。調査した市においては、JRの駅舎シンプル化等に伴い撤去となった駅を含め、全ての駅にトイレが設置されており、維持管理についても行政が行っているという状況でございました。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 そうですよね。だから、行政がそこへ、JRは撤去します。経費削減、やっぱり廃線にしたらあかん。交通の足というものは確保していきたい。だから、経費節減するためにトイレは撤去します。今回関係ないですが、これからは時計とかも撤去していくという話でございますけども、しかし、市がそこへ、市民のために、市としてトイレを造ったはるんやね。多目的トイレとして、車椅子も入れるようなトイレを。今、香芝という駅がありますよね。昔のあれは下田になるのかな。あの駅は、駅の構内にもトイレはございます。今既にあるんです。そやけど、今、バリアフリー工事をやられてて、駅の中にトイレがあるにもかかわらず、外にも多目的トイレを今つくろうという計画をして、中にも外にも、中のは駅のトイレ、外には多目的トイレで、何遍も言いますが、人が使えるというようなトイレを造ろうとしてる。2つできるんです、駅の中と外と。全く葛城市の姿勢と違うというのが顕著に表れてるんです。

次、進みます。朝からもお話ございました。交通機関を使って人に来ていただくということから、観光の面からの考え方をお示してください。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、昨年開催した葛城山麓ウォークを例に申し上げますと、当日は、残念ながら、あいにくの雨模様でしたが、そのような中で、近鉄電車で20名、JR電車で4名の参加者がありました。葛城市におけるイベントや観光には、公共交通機関を利用して参加いただいている方がおられることも事実ではありますが、トイレ付の車両に入れ替えられていること等を考え、観光部門として、トイレを設置するという事は、今のところ考えておりません。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 よく部長言わはったなと、私は今思ってるけども、朝、観光の話になったときに、葛城市はおもてなしという言葉、あなた、部長は使った。私は、いい言葉やなと思った。今、おもてなし違うねん、トイレなしやねん。部長だけの考えで言うてないというのはよく分かって、朝からもあったように、観光協会を見直さなあかん。市長も、そういう時期に来て、すぐにはいかないけども、というところはあったけども、観光で葛城市に来ました。大和新庄駅に着いた。トイレ行こうか。ない。私、ほんま信じられへんねんけど、教育委員会に今回、通達出さなかつたので、言いたいことはあるんですけど、聞くだけ聞いておいてください。

あした、高校の受験ですよ。中学生が受験に行かへる。私も、実を言うと、JRを使って高校へ行ってたんですけども、JRでしか行けない高校というのも、奈良県にはあるじゃないですか。葛城市には高校ないんだから。言っておいてください。緊張するんですよ、受験のときって。トイレないですよ。家でちゃんとしていって、駅にもないからと申すおいてください。そこへ付け加えて言うておいてください。ほかの駅にはありますよ。中学生、きっと思うと思うよ。受験の子に今そんなん言うたら、頭がおかしくなるやろうけども、何でですかとなると申すよ。また、中学生は卒業して高校へ行かへる。何遍も言いますが、葛城市にはないねんから、コロナで3年間中学校で、さあ、これからというときに、高校へ行ったって、トイレのない駅。何とか頼みたいと思います。

それと、朝、西川議員の質問を聞いてて、令和13年ですか、国スポというのをされる。葛城市は、サッカーと相撲を意向として出していると、西川部長のお話もございました。来年、令和6年、これの選定、決まる。例えば、これが、サッカー、西川議員、ほかの議員も一生懸命になったはる。サッカーは多分いくでしょう。全国からJRで来られて、トイレがない。いづれつけやなあきませんかと思いませんか。答えは求めてませんけど。入試の件も含めて、今の国体やというてる件も含めて。私は、ほかの地域が、ほかのまちがすごいと思わない。ほかのまちは普通やと思います。今、葛城市がおかしくなってる、この部分に関しては。

次、行きます。通告に出してますけども、市内には、近鉄の駅5つ、JRの駅が1つあるわけです。尺土駅やったら、エレベーターをつけましようとか、いろんなことをやっておられる。これは、私は、いろんな意味で、中心の駅だし、おもてなしという言葉はいいと思う。JRに関して、葛城市の考え方というのが、私は間違ってると思ってるんですけども、JR大和新庄駅の位置づけと、どう考えてるんやと。もう要らんねんと。そんなことはないやろうけども、そうとしか思えないようなことをやってるわけだから、その位置づけ、考え方、お示してください。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 葛城市において、JR大和新庄駅は、新庄駅前通り線を中心に、近鉄新庄駅、JR大和新庄駅、国道24号線を結び、葛城市の都市機能を担う重要なエリアの一部として認識しております。このたびのJR大和新庄駅の駅構内のトイレの撤去につきましては、JR西日本の駅舎のシンプル化事業に伴い、老朽トイレによる利用者の安全確保、危険性の排除を優先し、トイレの撤去を行ったということでございます。今後、トイレの設置につきましては、費用対効果等を考慮した中で、要望が上がってくれば、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 まだそんなこと言ってるんですよ。費用対効果を考慮した上で、必要なか、必要でないのかということですよ。私らも気づかなかったのは、駅にトイレがあるというのは当たり前やと思ってるから、気づかなかったんですよ。言ってもくれないし。費用対効果を考え、トイレの設置を考えていく。要望が上がってくれば、今言うてますやん。もうみんな、あるというのは当然だし、近所でも借りてはるという状況があるわけですよ。乗降者数について質問に書かなかったから、調べてもうてないと思うけども、2019年ですけども、大和新庄駅、乗降、乗ると降りると、合計ですから、1人の方は、通学なんかで乗って、降りられたら2人と勘定されますけども、2019年のしか、ホームページに載ってませんけど、762人というのが載ってました。JR高田駅にもっと直近のを尋ねてみると、800人から900人の間であろうというふうに言われてました。先ほど、ほかの駅はどうですかといった中で、乗降者数が、例えば北宇智とか、五條市の二見とか、また、御所市の掖上とかいう駅は、大和新庄駅よりも乗降者数がぐんと少ない。3分の1程度しかないわけです。それでも、市は、その人たちのために、ちゃんと駅前に多目的トイレというのを造ってはるわけ。何で葛城市

ができへんのか。調べてないと思うけど、和歌山線だけの話をしたけども、桜井線というのがあるじゃないですか。高田駅から桜井駅を通っていく道ね。あそこで金橋という駅も、実を言うと、今はないんです。あそこはどうされてるかという、橿原市と話をする、あそこは近くに大きなショッピングモールとかあるので、場所は決定して、民間の力を借りて建てるんだと。こういうふうになってます。和歌山線のこと、自分ところのまちだから、そのように言ってるけども、これは全国各地で、トイレがないということで大きな問題になっている。トイレはまちの鏡だという人もある。私らの年代のとき、子どものとき言われました。家でもトイレがその家を表すと、そんな話聞いたことないですか。トイレを見たら、その家が分かるんやと。知らない人もあるやろうけども、聞いた人もあると思う。昔の人はおっしゃってたけども。時間が来てるので、阿古市長に、ここは、もっと前向きに、ほかのところはやって、葛城市にできないことはないですよ。副市長は、そのときはハード面として不必要やということになったけども、こうやって議論をして、先ほど私は、手話でトイレというのを出しました。トイレというのはこうするんです。これは、ダブルというのと、シー、WC、これでトイレというふうにします。しゃべらんでええからね。シーじゃなくてこうくっつけてくれるだけで、こうやってくれるだけでええから。離さんと、やってくれたら、次すつと進めますから。市長、お願いします。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 部長が答弁したとおりでございます。今後のトイレの設置につきましては、費用対効果等を考慮した中で、要望があれば、検討してまいりたいと考えております。トイレにつきましては、地域住民とも、非常にやはり、管理面も含めまして、安全性、事件性も含めまして、考慮していく必要があると考えておりますので、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 この件、言いかけたら切りがないので、私はもう分かりました。検討するということが出ましたけども、これは今、すごく間違ってるという市長の認識はなかったと、私は受け止めていただきます。それが、署名運動するか、何運動するか、私は運動を始めたいと思う。格好悪い。何遍も言うけども。ほかの駅にあつて、うちだけない。そんな格好悪いまちと違う。私が、ほかの議員でも、賛同してくれる方がおられるか、おられないか、知らないけども、1人でも運動してまいりたい。地域の方も、もう既に始めてますけども、だから、こうやって質問させてもらってるんだけど。また、今度質問をどこかでするときはあろうかと思えます。市民運動というのか、そういう運動をすれば市民も動いてくるやろうと思う。先ほど言ったように、近いうちに丸を出せるように、よう考えておいてください。教育委員会も、きちっと、受験生等、また、これから言うとかように。ほかのまちにはあるけども、大和新庄駅にはないですということを、大事な子どもたちのことですから、ちゃんと言うておいてください。高齢者も、やっぱり免許返納とかということで、歩かれる、またはJRを使われる。安心のまちとかいうのをよう言わはるけども、また、市民第一のまちと言わはるけども、それが市長の言う安心のまちであつて、市民第一のまちというのであれば、トイレ

ないですよということだけ、きちっと、もっと大きく言うとかべきです。その分運動させてもらいますので、ほかの議員も賛同いただける方があれば、ご協力をいただきたい、このように思って、2番目の質問に入らせていただきます。

これはこれで、次は次で行きます。新庄と北花内、南道徳というところになるんですけど、新庄地域の南道徳にかかっている、通称行者橋というんですけども、あそこを書いてある橋のところには、数字の七と橋、ななはし、しちはしというのか、どちらか歴史博物館に聞いても分からないというんですけども、七橋、そして括弧して行者橋、一般的に皆が言うてるのは太鼓橋と。これが、去年8月から通行止めになってるわけです。ただ、私らも子どものときから見てきましたから、確かにあの太鼓橋というのはアーチになっている。でも、だんだんとそのアーチが平べったくなってきたなというのは、子どものときの記憶もまだ残ってますから、やっぱり平べったくなっている。危険性があるということで通行止めにした。これはすばらしい選択であったであろうかというふうに思っております。

まず、そこで、この橋、行者橋とも呼ばれ、一般的に、先ほど申し上げてる、太鼓橋、この橋の歴史について、まずお聞かせください。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 教育部、西川です。よろしくお願ひいたします。

太鼓橋につきましては、新庄に陣屋町が形成された江戸時代の初め以降、和歌山県高野山へ向かう高野街道へつながる橋として利用されてきました。江戸時代の後半になりますと、竹内街道や高野街道は、大峰山や高野山に参詣する人々でにぎわいました。山伏の装束に身を包んだ人々が数多く行き来したことから、太鼓橋が、別名、行者橋と呼ばれるのだと考えられております。橋の造られた時期は定かではありませんが、残された資料より、少なくとも、文政6年、1823年には石橋が存在していたことが分かっております。

以上でございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、説明をいただきました。奈良県で一番古い石の橋と、このように言われてるわけです。だから、奈良県で一番古い石の橋ということは、石以外でやったら木やろうから、多分、奈良県で一番古い橋なのかなと。これは調べたわけでも何でもありませんけども。そして、近隣のところで資料が見つかる。1823年にはこの橋ができていたと。このぐらいに造られたのだろうと。計算してみると、今は2023年ですから、ちょうど200年前の橋が葛城市の身近なところにある。このことをまず押さえておきたいと思っております。そして、200年使ったから、古くなったやろうという考え方もありながら、それは分かります。200年の間、やっぱり昔は、高野街道のためにお参りする人が通ったという話ですけども、今の市民の方は、ずっと昔から、この橋がなかったらあかんというぐらい古くから使ってるわけです。あつて当然の橋やったわけです。それを通行止めにせなあかんかったということも、これはつらかったやろうけども、やっていただいて、それはそれで正しかったと。通行止めになった理由をおさらいしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 通行止めになった理由、経緯でもございますが、平成27年度より、橋梁点検を実施しております。判定段階につきましては、Ⅰ、健全、Ⅱ、予防保全段階、Ⅲ、早期措置段階、Ⅳ、緊急措置段階の4段階でございます。太鼓橋につきましては、Ⅲ、早期措置段階である判定となりましたが、この橋が石造りであり、江戸時代に設置され、最近まで一般車両の通行にも供用されておりました。形状も4径間、橋の途中に橋脚が3か所あると。非常に珍しいもので、そのため、いろんな意見があり、形状を変えるような補修をすることが難しく、安全面を担保できないため、地元自治会とも協議を重ね、令和4年8月22日より、通行止めにするに至りました。

以上です。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 先ほど申し上げてるように、通行止めにしたということについては、正しい判断であろうと、私も思うし、地域の方もそれは思ってます。安全面が一番大事ですから。先ほどあったように、200年、古くから、昔から交通の要所とされてきたから、ここにこの橋があるわけです。地域の方にとっては、これは本当にあって当然という橋になるわけですけども、なかなか進まない理由として、文化財的なこの橋の価値、やっぱり200年前、奈良県で一番古い橋ということになれば、あるだろうかと思います。文化財としての価値という方面からは、どのように考えておられるのでしょうか。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 詳細な調査をする必要はございますが、令和3年2月に行われました国土交通省との会議の場にて、一般財団法人橋梁調査会より、一般に供用される橋としては非常に珍しいものであること。中でも、太鼓橋のような長さを持ったものは特筆ものであり、文化財的な価値はあるとの意見を頂戴しております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 文化財的な価値はある。文化財的な価値があるというところで止められましたけども、市として、文化財として残すのか、残さないのか。残そうと思っておられるのかどうかということについては、後ほどまた、市長または副市長がお答えください。文化財的な価値があるというところで今終わっておりますので、今後の方針等についてお示しをいただけたらというふうに思います。

今あるように、この橋というのは、先ほど説明がありました。平成27年度から5年ごとに点検をしていって、あかんということになれば、そこで補修をして、付け替えていくということで、利便性ということは守っていかれるわけです。そんな中で、それができないということで、文化財的な価値がある。だから、なかなか、それを付け替えることはできないというのが今の現状であろうかと思います。そこで、例えば、文化財的な価値が、ここはあるけど、ほかの橋、市のほかの橋の点検管理、また、修復するというのは、どういうふうな形でやっておられるのか、お教えてください。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 市内他の橋の点検状況、改修の状況についてでございます。太鼓橋を含め、葛

城市内には、道路橋220橋、歩道橋4橋、合計224橋の橋梁があり、5年ごとの定期点検を継続的に実施しているところでございます。定期点検で、Ⅳ、緊急措置段階の橋梁はございませんでした。Ⅲ、早期措置段階の判定を受けた橋梁は14橋あり、計画的に補修設計、施工を行っており、そのうち11橋は令和4年度までに補修工事を完了しており、令和5年度においても1橋の工事を予定しております。残り2橋は、太鼓橋と、新町・柳原線の改良工事に伴う架け替え予定の渡場大橋でございます。

以上です。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 そうすると、今の説明からいくと、文化財的な価値があるのでどうしようかということだけでも、これが普通の橋であれば、去年8月に通行止めにしたということですよ。もう七、八か月たつわけだけでも、その時点でどうするかと、新しい橋に替えるであろうと、補修するか、付け替えするか。普通の橋であれば、そういう方針というのは既に決まってるという理解でいいですか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 通常の橋ですと、そういう状況でございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ここはほんまに市として非常に難しいところだというふうに思います。何遍も言いますが、奈良県で今残されている、200年もたつ、ちょうど200年じゃないですか。このすばらしい橋が残ってるわけです。これは残したいという気持ちもあるやろうと思う。しかし、これは補修もできへんから、付け替えすることはできない。となると、かなんのは、この地域の方の利便性というものを低下させてるわけです。ここで、私もこの地域の近いところに住まいをしておりますけども、また、私は、いきいきセンターというところで、そこの委員をさせてもらって、今回の予算にも出てくるように、いきいきセンターそのものを改修するんやと。たくさんの方に来ていただくというように改修をされる。しかし、歩いて行くのには、あそこは今通れない。全く遮断されてるわけです。ぐるっと回って行かなければならない。また、ここは、いきいきセンターというのは避難場所でもあるわけです。そこに遠回りをして行かなあかんという現状にもある。利便性も確保したらなあかん。そういうことについて、市としては、非常に難しいと思いますけども、どのように判断をされているのか、お示してください。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 現在、補修、架け替え等を、専門家も交え検討しているところでございます。地元から、歩行者の通行手段の確保の要望も出ていることを考慮し、現在の形状を変えず、歩行者の安全を担保することができれば、少なくとも、歩行者の通行止めを解除したいと考えております。歩行者の通行止めを解除する際に、概要調査業務ということをまず一旦進めたいと考えておまして、できる限り早い時期に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 今申し上げてるように、調査をして、今うまくよう聞けなかったんですけども、今ある橋の調査をして、そこを今、車も人も歩けない。通せんぼみたいな形にしてあるわけですね。調査をして、人が歩けるかどうかというのを確認して、人は歩いてもらおうということでもいいんですか。お答えください。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 その概要調査を行うことで、補修の方法が出てきます。それによって、歩行者が通れるレベルの改修が実施できるという結果が出てくれば、それに進めていくというようなことでございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 それをスケジュール的に、あそこ、ほんまに困ってはるんです。普通の橋だったらすぐに工事するのに、止まったままでもう既に半年以上たっていると。今からまた調査しますと。市民の方は聞いてはって、これは納得されてると思います。いけるのであれば、歩行者は認めていきましょうという一定の方針は出されたので、市民の方については、1つそこは進んだなというふうに思われるやろうけども、あまりない橋じゃないですか。何遍も言うけども、私から言うと、価値があると思う。200年も前の橋。その調査にどれぐらいかかって、いつぐらいから歩けると。調査やねんから、それは調査に出さんと分かりませんという答えになるのか、大体これぐらいのめどを持ってますということは、どんなものなんでしょうか。言いたいのは、それに時間がかかるんやったら、横に歩ける、何かの別個の方向で、簡単と言うてええのかな、別の橋をやっぱりかけるべきだというふうに思うんですけども、そういうことを含んで、お考えを、どれぐらいのスケジュールとか、その辺は答えられないですか。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 スケジュールにつきましては、この調査につきましても、現在予算もまだ手だてが行われておりませんので、その手だてができれば、また、その報告をさせていただきたいと思います。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 それは予算がないと、理事は答えられないわね。そこでやっぱり予算が絡むということになったら、市長に答えてもらわんなんから、市長はこの件に関して、やってくれてはることは、これに関しては正しい、ええと思ってるんです。でも、難しいだろうと思う。議論もせなあかんところから議論してるけども、市長、今の考え方、理事の言わはったように、今の太鼓橋という形状を残しながら、遺産というものを残しながら、歩けるようにしたいということですけども、今、予算という言葉が出ました。これは市長でないかと答えられへんから、その辺の市長の思いというものをお答えください。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 一般質問の在り方としては、また議会内部で検討していただきたいと思います。答弁を求められるのは、事前にどのような質問でありますということでお伺いしてからの、こちらのほうで準備させていただいた答弁をするのが本来であると感じております。ただ、今回は、

議会の中で今後のことを検討していただくという前提の下に答弁をさせていただきたいと思
います。

太鼓橋の件につきましては、私が1期目当選して間なしに、実は、地区からの要望書をいた
だいております。当然、署名もいただいた中での要望でございましたので、検討に入らせ
ていただきました。その当時、寄附をしてつくられた方も含めまして、来られて、お話を
お聞きしました。その気持ちというのは非常に理解できましたので、何とかできないのかとい
うことで、行政内部で検討に入りました。その中で1つ、今の議論の中である、文化財とし
ての価値についての検討もいたしました。今、国土交通省の話出ましたけども、文化財と
いうのは、あくまで文化庁の見解でございますので、国土交通省の、ある種、部外者とは
言いませんが、その見解とは多分違う、当時の文化庁の見解だったように理解しております。
文化財としては非常にハードルの高い要件でございましたので、次には産業のほうで観光と
して残す手だてはないのかということで検討させた経緯がございます。ただ、行政といたし
ましては、議員が当初から通行止めにした判断は間違っていないとおっしゃるとおり、必ず
安全性というものを第一に考えた中での事業になります。安全性が確保できないで行政が
それをしてしまいますと、もし、事故があったときには、当然のことながら、行政責任が問
われます。また、責任を負うものと感じておりますので、安全性を第一に考えた中での
検討に入っております。

もし、議員がご指摘のとおり、あの橋の形状でなければ、もう既に橋は付け替えられて
可能性もあるというところですが、何分地元の要望が、そういう形状の中でという思いが
ございましたので、なかなかその事業には踏み込めないで現状に至っておるところで
ございます。理事から答弁いたしましたように、あの形状で文化財としての補助金をもら
ってというような手法は無理ですので、ある種、工夫した中で、あの形状を残して本当
に安全なのかどうか。車は無理ですけども、個人が通行される状態に持っていけるの
かどうかわからない。これをまず調査させていただきたいという答弁をしたように思
います。その件につきましては、理事もそのように答弁しておりますので、それが行政
としての考え方として理解していただけたらと思います。ですので、調査費をしかる
べきタイミングで計上させていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 理事がおっしゃってるように、人でも歩けるようにという調査に入ると。
予算がついていないので、早期にということで、市長も、しかるべきという言葉も出
ましたので、早い段階で補正でも出して、この調査を早くやっていただきたいと。そ
して、結論というものを早く出さないと、あの地域の方も不安ですから、そこは
お願いしておきたいと思っております。

それと、冒頭に市長が一言言われたので、私もその件についてはお話をしてお
きたいと思っております。何か私が全く違うことを質問してるように、何かそ
ういうふうな受け止めもございましたけども、今回は、通行止めになっている通称
太鼓橋についてという題で出させていただきます。お答えも、担当部長と市長
でお答えくださいと言っています。ただ、一字一句細かく、そ

れは書かなかったか分からないけども、ゴルフで言うたら、私は下手ですけども、フェアウェイばかり行くのと違って、それはラフには入ったかも分からないけども、決して、白杭のOBに行ってるというふうには思ってませんので、議長の判断でやっていただいたということについては、議長に感謝を申し上げたいというふうに思います。

もうあとちょっとになりましたけども、今回、最後になられる部長、早田部長、西川教育部長、それと、岩永事務局長、怒るかしらんけども、私から言う同世代で、早田部長なんかは、私が3年生のとき1年におられて、お互いかわいいときがありました。そういう意味合いで、同世代ということで、言いやすく、きつく言った部分というものもあるかわからないですけども、この間、真摯にお答えいただいたことに感謝して、これからもご活躍をお願いして、私の一般質問を終わります。

梨本議長 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月27日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、明日10日から22日までの間、各常任委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時05分